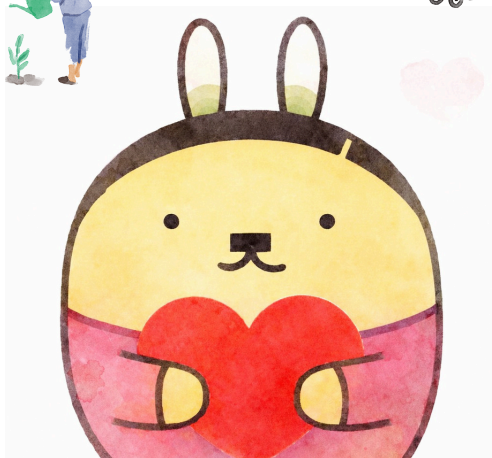




“みんながつながり共に生きる”

松茂町地域福祉計画 第2期

～住むならやっぱり松茂町～



令和8年3月
松茂町

目 次

第 1 章 計画の趣旨	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 関連する他の計画との関係	2
4 計画の期間	2
5 計画の進行管理	2
第 2 章 計画の基本的な考え方	6
1 計画改定の背景	6
(1) 少子高齢化の進行	6
(2) 地域社会の変化	9
(3) 支援を必要とする人たちの状況	10
(4) 家庭内での問題	19
(5) 地域との連携状況	22
(6) 災害対策の必要性	24
2 各種調査の実施	25
(1) 町民アンケート調査の実施	25
3 地域共生社会実現のための基本的な方向	26
(1) 基本理念	26
(2) 重点目標	26
第 3 章 地域共生社会実現に向けた取組施策	29
1 重点目標①包括的・重層的な相談・支援体制づくり	29
【現状と課題】	
(1) 複合的な課題等に対する支援について	29
(2) 福祉サービスの充実について	29
【主要施策】	
(1) 複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築	30
(2) 誰一人取り残さない社会づくり	38
2 重点課題② 地域住民等の参画・協働による地域づくり	40
【現状と課題】	
(1) 住民等の参画による地域づくりについて	40
(2) 住民参加活動について	40
(3) 地域福祉推進団体へのヒアリングの実施	41

(4) 地域における居場所づくりについて	42
【主要施策】	
(1) 関係団体と連携した地域づくり活動への参画推進	43
(2) 地域と連携した居場所づくりの推進	46
3 重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	49
【現状と課題】	
(1) 権利擁護を図る連携体制の構築について	49
(2) 福祉サービスの質の確保について	50
【主要施策】	
(1) 支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築	51
(2) 福祉サービスの質の向上への取組	56
4 重点課題④ 地域福祉の担い手づくり	57
【現状と課題】	
(1) 生涯にわたる福祉意識の普及について	57
(2) 福祉に従事する人材の養成・確保と資質向上について	57
(3) 多様な福祉の担い手について	57
【主要施策】	
(1) 福祉意識の普及啓発	58
(2) 福祉教育の推進	58
(3) 福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上	58
(4) ボランティア育成と活動支援	61
(5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり	62
5 重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり	63
【現状と課題】	
(1) 社会福祉施設等について	63
(2) 災害時における要配慮者への支援について	63
(3) 福祉避難所等について	63
【主要施策】	
(1) 社会福祉施設等の対策	64
(2) 地域防災力の強化	64
(3) 支援を必要とする方に係る情報の整備	64
(4) 個別避難計画の作成の推進	64
(5) 福祉避難所の設置・運営	65
(6) 災害ボランティアセンターの体制整備	65
(7) 被災者支援の円滑な実施に向けた包括的体制構築	65

(8) 「災害時コーディネーター」受け入れによる応援体制の拡充	66
(9) 広域的な支援体制の整備	66
第4章 松茂町再犯防止推進計画	67
1 計画策定の背景と趣旨	67
2 計画の期間	67
3 現状と課題	67
4 再犯防止施策の推進	68
(1) 更生保護関係団体との連携・活動支援	68
(2) 関係機関との連携強化	68
(3) 再犯防止に関する周知・啓発活動	69
(4) 住まい・就労の確保	69
(5) 福祉・保健医療サービスの利用促進	70
第5章 計画の推進体制	71
第6章 資料編	74



第1章 計画の趣旨

1 計画改定の趣旨

私たちを取り巻く社会は、少子高齢化が進むとともに、高齢者世帯や単身世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化等が進む等大きく変化しており、生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、住まい、就労、役割を持てる場の確保、そして孤立等生活全般へと及んでいます。

こうした中、ひきこもりや8050問題等多岐に渡って複雑化する課題を抱えた住民は地域で孤立する傾向にあり、公的制度による専門的な支援に合わせて、地域住民や多職種等が連携・協働する取組の推進等を通じて、一人ひとりの暮らしと生きがい、また支え合う地域とともに創っていく必要があります。

国においては、子ども・高齢者・障がい者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援として、重層的支援体制整備事業等を内容とする社会福祉法の改正が行われました(令和3年4月1日施行)。

この法改正では、市町村の意向に基づき、既存の枠組を活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施し、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度における関連事業について、一体的な執行を行うことが可能となりました。

また、徳島県では、令和元年度より、「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」(徳島県地域福祉支援計画)を策定し、地域福祉の総合的な推進に取り組んできました。その後、改正社会福祉法を踏まえ、「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現を目指して、令和6年3月に(令和7年3月改訂)「“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン」(徳島県地域福祉支援計画)<第4期>を策定しました。

これらを踏まえ、松茂町においても、これからの地域福祉を推進するために、その理念と方策を取りまとめた「松茂町地域福祉計画」(第2期)を策定することとしました。策定に当たっては地域福祉推進団体関係者等へのヒアリングを通して、現状の地域課題や、将来に対する不安や懸念等を具体的に収集することに努めました。計画は策定することが目的ではなく、すべての人が地域社会づくりを考え、行動する契機となることが重要です。少子化、高齢化、人のつながりの希薄化等の本町の課題に取組み、世代や分野を超えて繋がり共に支え合える松茂町であるよう、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉計画」です。

また、本計画では、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づく「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）」も位置付けます。

3 関連する他の計画との関係

本計画は、「松茂町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」、「松茂町子ども・子育て支援事業計画」、「松茂町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「松茂町成年後見制度利用促進計画」等の関連計画と連携を図りながら、福祉の各分野の共通的な事項を横断的に記載するとともに、地域福祉の視点から各計画の達成等、地域福祉を総合的に推進します。

4 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、計画に掲げた施策の進捗状況について定期的に把握し、適切に進行管理を行います。なお、各福祉分野等における新たな法律制定等、情勢の変化があった場合は、計画内容の追加・変更等を行うことがあります。

社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画改定の背景

(1) 少子高齢化の進行

① 松茂町の人口の推移と将来推計

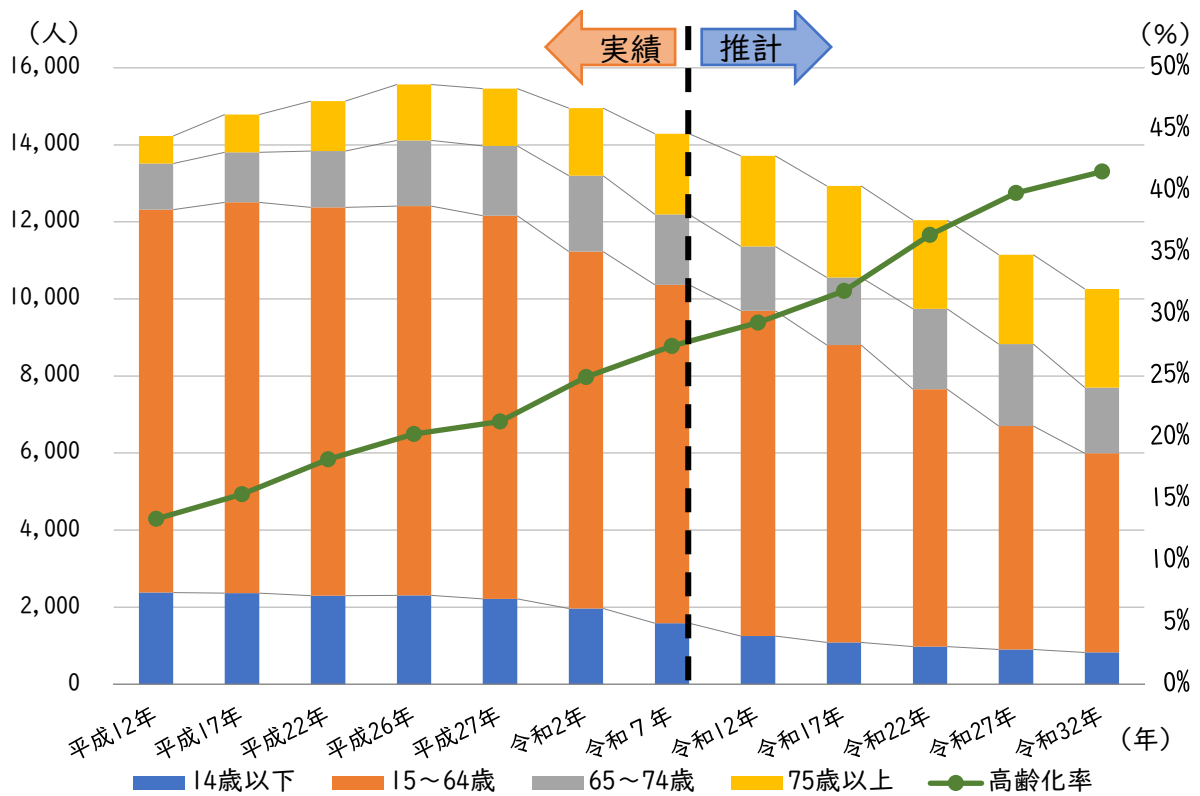
平成26年1月に15,566人でピークにあった松茂町の人口は、その後減少を続け、令和7年4月には1,280人、8.2%減少し、14,286人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本町の人口は将来的にも減少を続け、令和27年には11,736人まで減少すると見込まれています。

② 高齢者人口と高齢化率の推移と将来推計

松茂町における65歳以上の者(以下「高齢者」という。)の人口は、令和7年4月では**3,918**人で、介護保険制度が始まった平成12年4月時点での、1,907人(総人口14,228人)と比較し、2,000人以上増加しています。本町の総人口に占める高齢化率は、令和2年に24.9%と、全国平均の28.7%を下回っていますが、令和19年に85歳以上人口、令和32年に75歳以上人口、令和27年に65歳以上人口が、それぞれピークに達する見込みであることから高齢化率は上昇する見込みです。

高齢化率は、令和17年には34.0%、町民の3人に1人が65歳以上となると見込まれており、令和32年には41.6%を迎える見込みです。

【松茂町の人口の推移と将来推計】



		※総人口 (人)	年少人口 (人)	生産年齢 人口 (人)	老年人口 (人)			高齢化率 (%)
			0～14歳	15～64歳	65歳以上	内65～74歳	内75歳以上	
実績	平成12年	14,228	2,378	9,943	1,907	1,191	716	13.40%
	平成17年	14,787	2,364	10,143	2,280	1,302	978	15.42%
	平成22年	15,137	2,294	10,082	2,761	1,467	1,294	18.24%
	平成26年	15,566	2,308	10,101	3,157	1,707	1,450	20.28%
	平成27年	15,457	2,213	9,951	3,293	1,806	1,487	21.30%
	令和2年	14,957	1,967	9,262	3,728	1,974	1,754	24.92%
	令和7年	14,286	1,579	8,789	3,918	1,830	2,088	27.43%
推計値	令和12年	13,712	1,250	8,441	4,021	1,673	2,348	29.32%
	令和17年	12,932	1,083	7,724	4,125	1,750	2,375	31.90%
	令和22年	12,044	975	6,681	4,388	2,087	2,301	36.43%
	令和27年	11,145	901	5,804	4,440	2,128	2,312	39.84%
	令和32年	10,260	823	5,171	4,266	1,707	2,559	41.58%

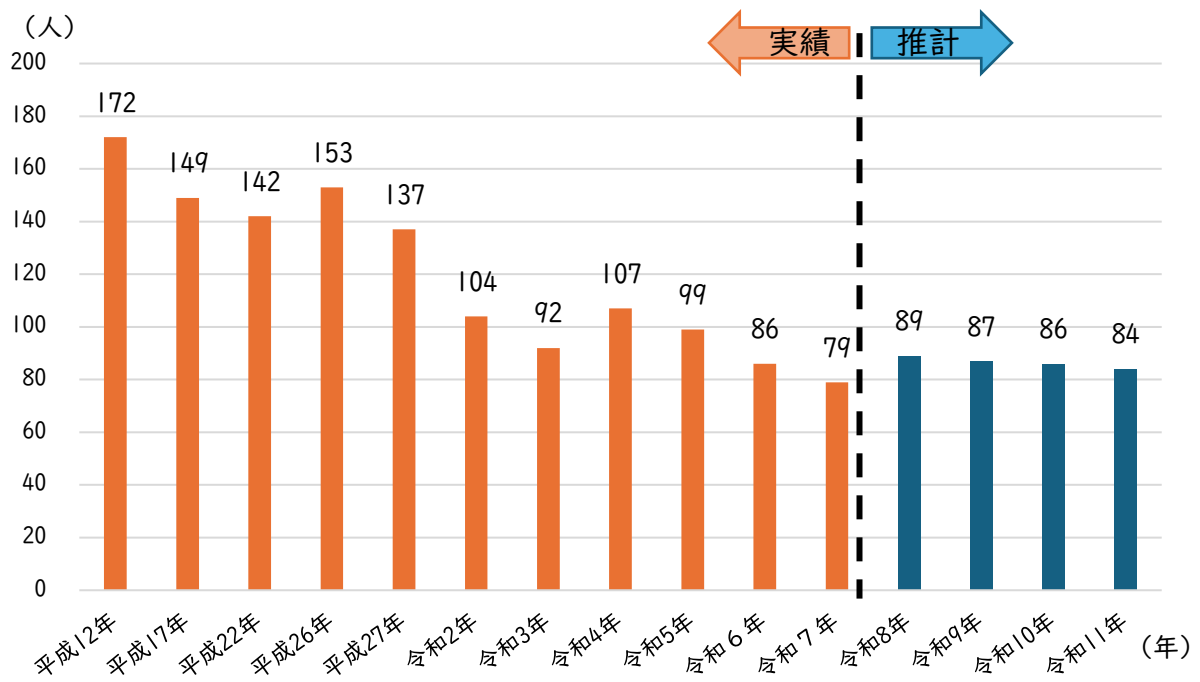
- 1 実績値は、平成26年を除き「住民基本台帳」4月1日付け人数。平成26年のみ1月1日付け人数
- 2 令和12年以降は「第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」における推計人口（10月1日時点）

③ 出生数の推移

本町の出生数は、減少傾向にあり、令和7年は79人と過去最少となっています。

令和8年以降は、令和7年までの減少は見込まれていませんが、令和6年人数と同程度が見込まれています。

【松茂町の出生数の推移と将来推計】



(2) 地域社会の変化

① つながりの希薄化、「孤独・孤立」の顕在化

東日本大震災以降、「共に支え合う」思いやりの心、地域の絆の大切さが改めて見直されており、地域福祉を推進する上でも重要な要素と考えられていますが、地域による支え合いの機能の弱体化や、人と地域のつながりは希薄化しています。こうした現状から、令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が制定されました。松茂町においても、つながりの希薄化は進んでおり、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある「孤独・孤立」が顕在化しています。

② 自主防災組織と消防団員数・年齢構成の推移

松茂町では、発災直後の初動期に住民自らが力を合わせて地域を守るために自主防災組織を平成24年9月1日から立ち上げており、現在においてもその組織数に減少はありません。

しかし、組織を構成する世帯数に減少と高齢化がみられることから、南海トラフ巨大地震等の災害に備えるため、引き続き、地域の防災力を高めていく必要があります。

本町の消防団においては、消防団員数が令和7年4月1日現在で100人となっており、現状を維持することができています。消防団員の高齢化と確保が全国的に課題となる中で、18歳から29歳までの団員が7年間で66%も増加しており、若手の加入が順調に進んでいることが伺えます。しかしながら30歳から39歳までの中堅層においては約37%が減少しており、子育てやキャリア形成等多忙期であることによる消防団からの離脱傾向が顕著となっています。40歳から49歳までの年齢層においては40人前後で推移し、消防団の中心として安定しており、継続意欲の高い50歳代のベテラン層の活動が、40歳代での消防団再加入の後押しとなっています。

【防災組織及び消防団員数の推移】

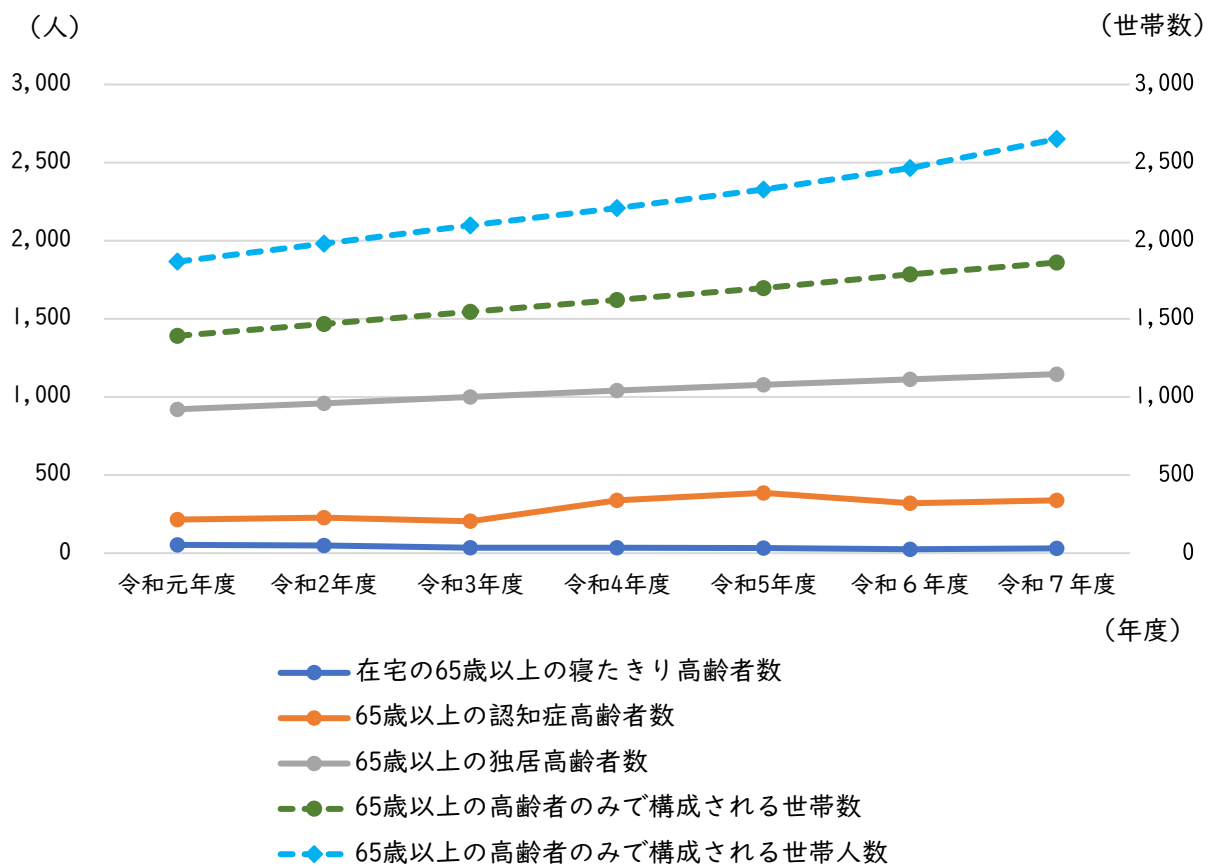
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
自主防災会数		22	22	22	22	22	22	22
消防団員数		99	100	97	99	99	100	100
年齢構成	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～29歳	12	11	15	18	18	19	20
	30～39歳	48	45	41	39	34	34	30
	40～49歳	38	43	40	40	44	43	42
	50～59歳	1	1	1	2	4	4	7
	60歳以上	0	0	0	0	0	0	0

(3) 支援を必要とする人たちの状況

① 高齢者数、高齢者のいる世帯数等の推移

町内の高齢者数は増加しており、国勢調査における「高齢者のいる世帯」の推移を見ると、令和2年には2,269世帯となっています。その中で、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の合計割合は、58.0%となっています。

【高齢者世帯の状況】



4月1日現在	在宅の65歳以上の寝たきり高齢者数	65歳以上の認知症高齢者数	65歳以上の独居高齢者数	65歳以上の高齢者のみで構成される世帯数	65歳以上の高齢者のみで構成される世帯人数
令和元年度	53	215	921	1,391	1,866
令和2年度	49	228	959	1,467	1,982
令和3年度	34	204	1,000	1,545	2,099
令和4年度	34	338	1,041	1,620	2,209
令和5年度	32	386	1,077	1,697	2,327
令和6年度	25	320	1,113	1,784	2,466
令和7年度	31	339	1,146	1,860	2,651

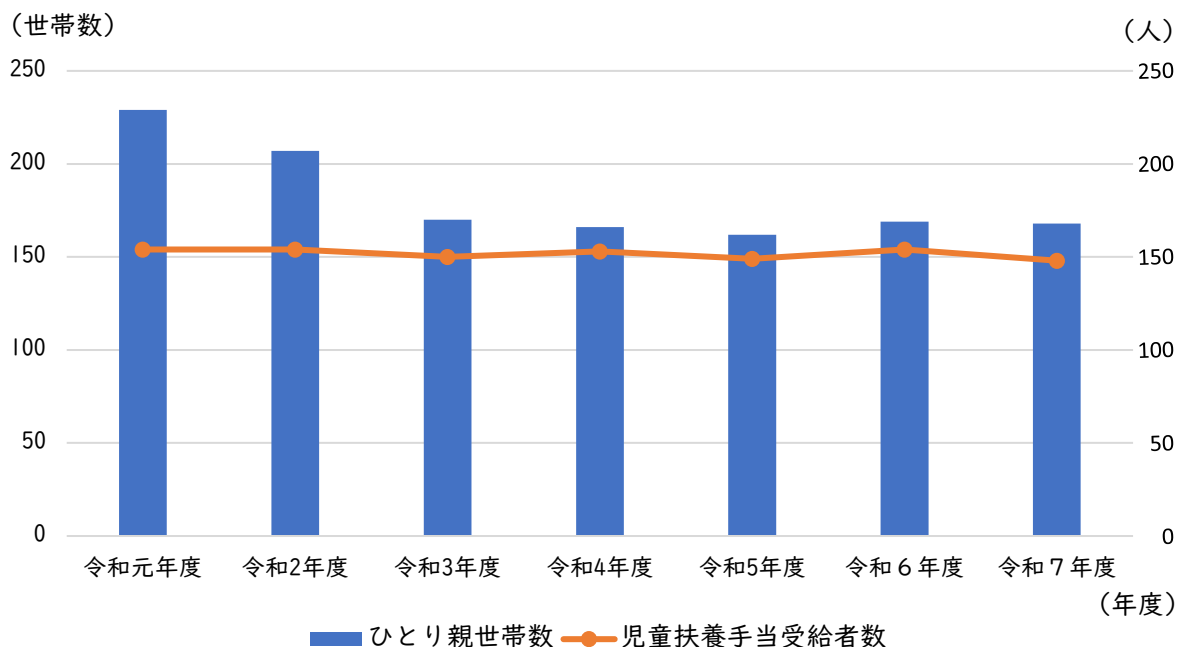
② 高齢者世帯の将来推計

本町では、高齢の単身世帯と夫婦のみの世帯を合わせた世帯数の世帯総数に対する割合は、令和7年において約2割を占めており、少子高齢化が進むとともにその割合は今後も増加すると考えられます。こうしたことから地域での見守りや日常生活の支援がますます重要となってきます。

③ ひとり親世帯数の推移

令和元年の町内のひとり親世帯数は229世帯でしたが、令和3年以降170世帯前後で推移しています。また、児童扶養手当受給者は150人前後で推移しています。

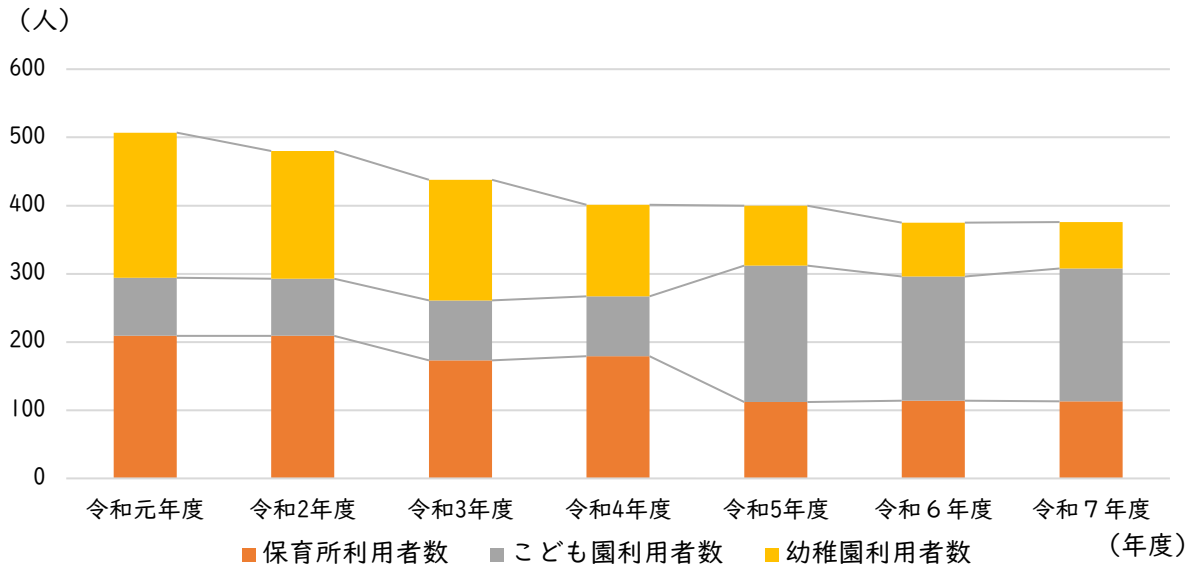
【松茂町ひとり親世帯数、児童扶養手当受給者数の推移】



④ 未就学児の施設利用の推移

松茂町では、統計を取り始めた平成17年以降、4月1日付けにおける待機児童はいません。

【松茂町の児童福祉・教育施設利用者数の推移】



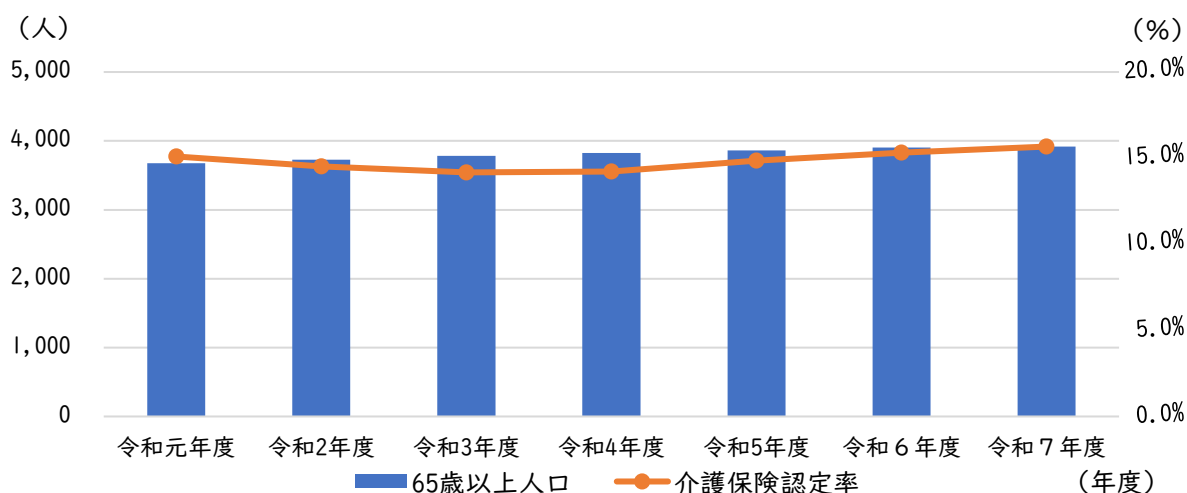
4月1日現在	ひとり親世帯数	児童扶養手当受給者数	保育所利用者数	こども園利用者数	幼稚園利用者数	待機児童数
令和元年度	229	154	209	85	213	0
令和2年度	207	154	209	84	187	0
令和3年度	170	150	173	88	177	0
令和4年度	166	153	179	88	134	0
令和5年度	162	149	112	200	88	0
令和6年度	169	154	114	182	79	0
令和7年度	168	148	113	195	68	0

⑤ 要支援・要介護認定者数の推移、介護保険サービス受給者数及び介護給付費の推移

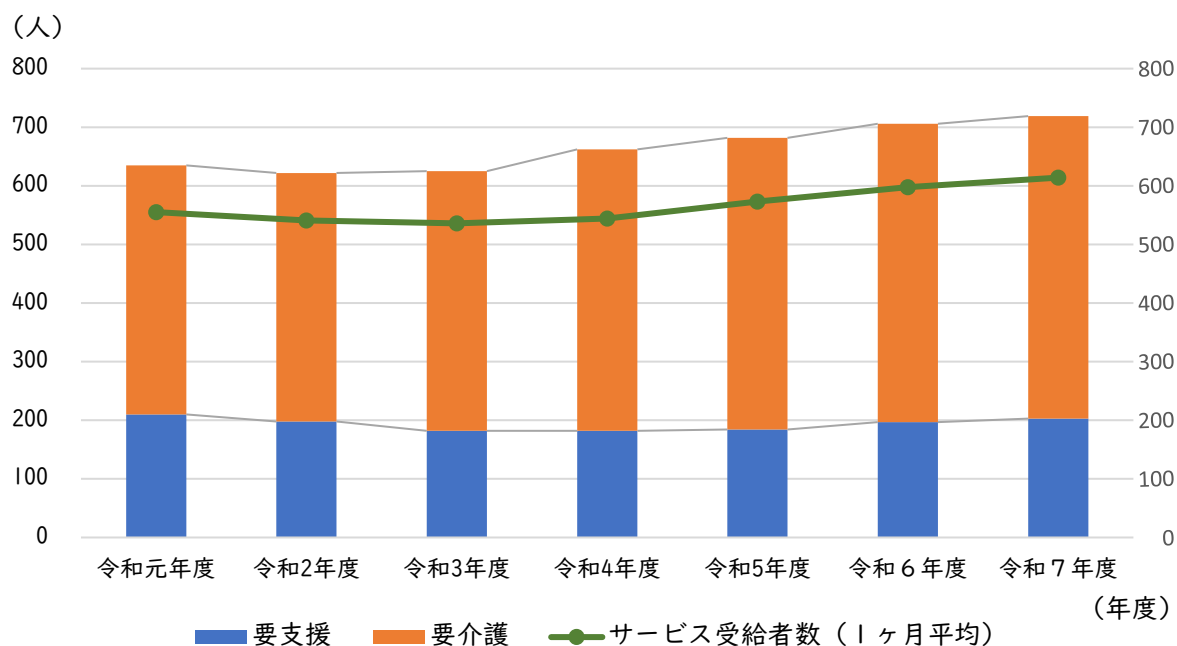
松茂町の介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、令和6年度では706人(要支援者:197人、要介護者:509人)となっています。令和元年度と比較すると、71人、11.2%増加(要支援者13人減少、要介護者84人増加)しています。

また、介護給付費総額は、令和元年度と令和6年度を比較すると75,199千円、8%増加しています。

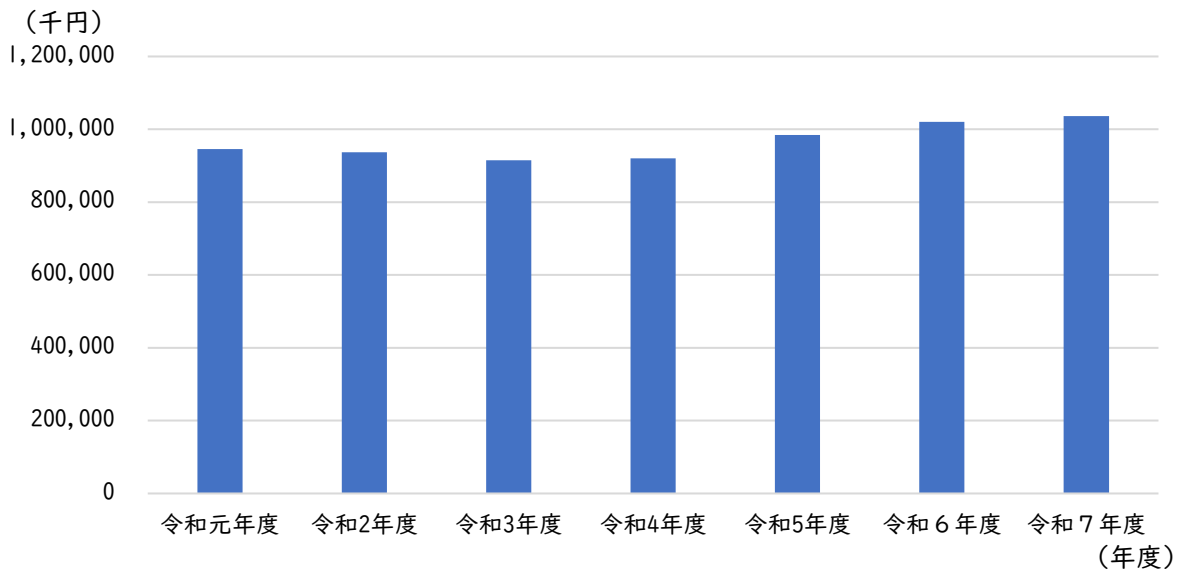
【高齢者(65歳以上)人口及び介護保険認定率の推移】



【介護保険認定者及び介護サービス受給者数の推移】



【介護給付費総額の推移】

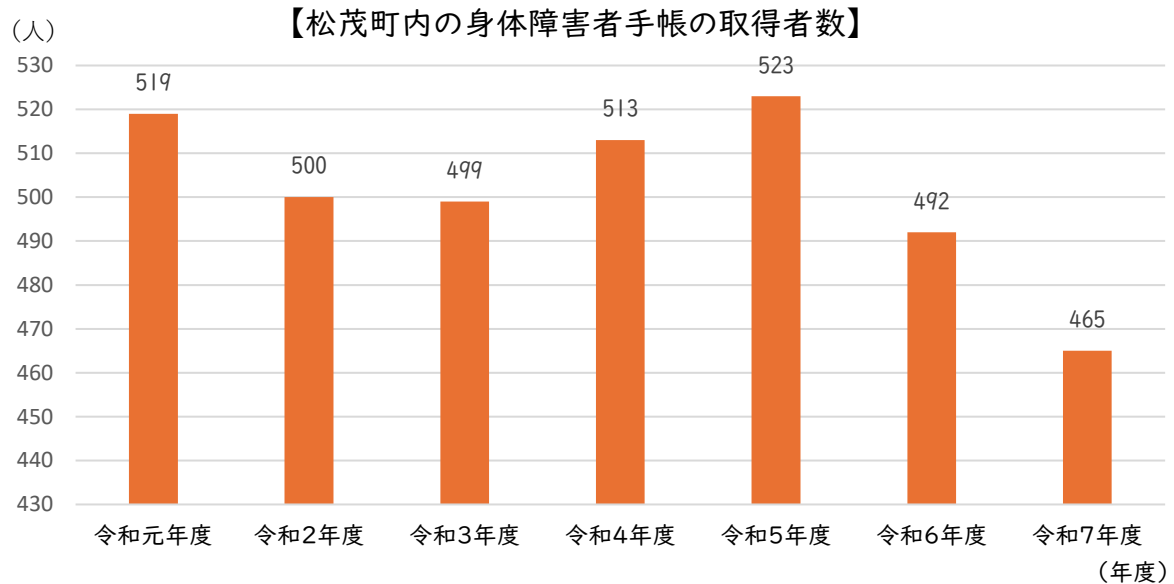


年度平均	65歳以上人口	要支援認定者	要介護認定者	認定者総数	サービス受給者数 (1ヶ月平均)	介護給付費総額 (千円)	介護保険 認定率
令和元年度	3,677	210	425	635	555	945,515	15.10%
令和2年度	3,728	198	424	622	541	937,360	14.50%
令和3年度	3,782	182	443	625	536	915,064	14.20%
令和4年度	3,826	182	480	662	544	919,922	14.20%
令和5年度	3,860	184	498	682	573	984,854	14.80%
令和6年度	3,905	197	509	706	598	1,020,714	15.30%
令和7年度	3,918	203	516	719	614	1,035,987	15.70%

⑥ 身体障がい者手帳の取得者数の推移

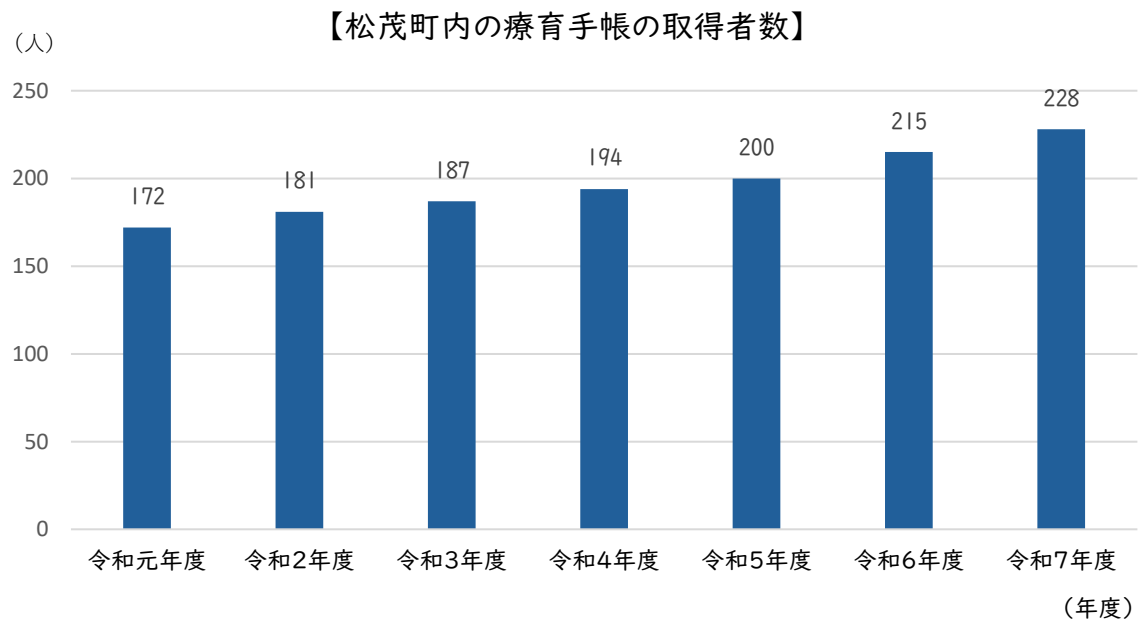
町内の身体障がい者手帳取得者数は、令和5年度までは500人前後で推移していましたが、令和6年度以降減少傾向となっています。

等級別の割合は、いずれの年においても、重度(1・2級)が約50%、中度(3・4級)が約39%、軽度(5・6級)が約11%となっております。



⑦ 療育手帳の取得者数の推移

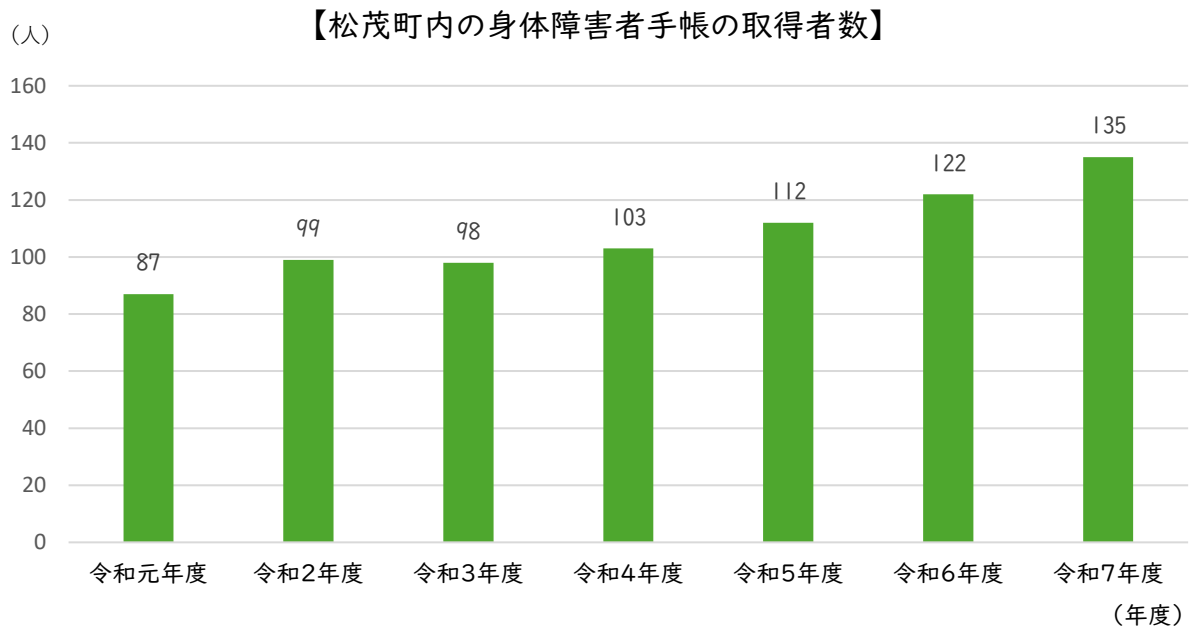
町内の令和7年度の療育手帳取得者数は228人で、令和元年度と比較して56人、32.5%増加しています。知的障がいに対する認知度が高くなったことが、手帳取得者の増加に繋がっていると考えられます。



⑧ 精神障害者保健福祉手帳の取得者数の推移

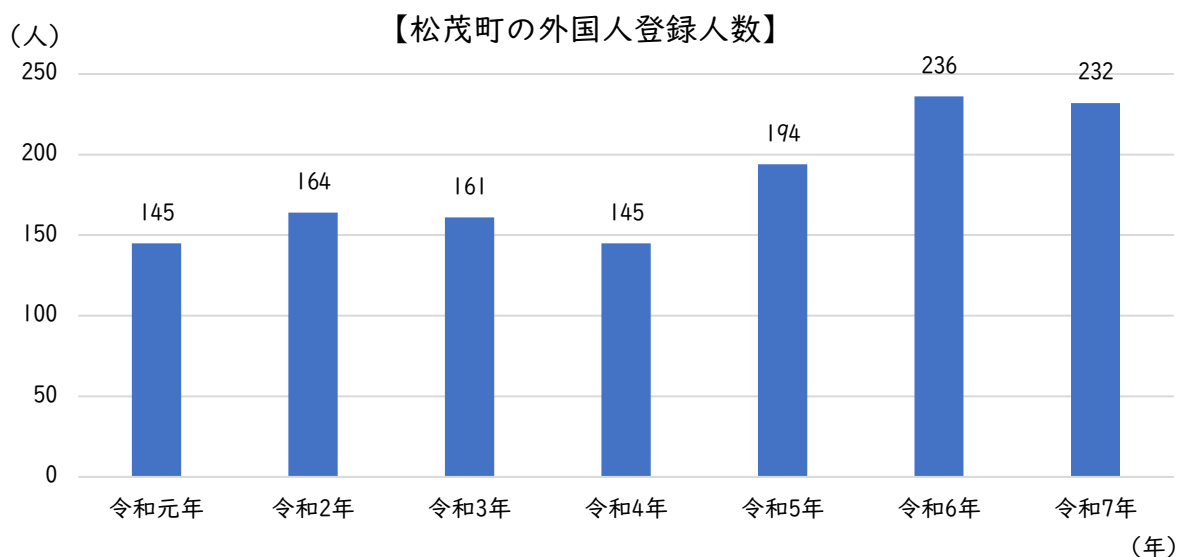
精神障害者保健福祉手帳の取得者数については、全国的に増加傾向にあり、町内の令和7年度取得者数は135人で、令和元年度と比較して55.2%増加しています。

平成18年から同手帳所持者が障がい者雇用カウントの対象となるとともに、平成30年からは障がい者雇用義務の対象に加わる等、精神障がい者の社会参加へ向けた取組が進められていることが、手帳取得者の増加に繋がっていると考えられます。



⑨ 外国人登録者数

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、令和4年までは横ばい傾向でありましたが、令和5年以降は増加傾向にあります。(4月1日人数)



⑩ ひきこもり等の状況

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と呼び、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じます。

日常生活に不自由さを感じることなく過ごしているために、大きな環境の変化が訪れてはじめて、支援が必要な状況であることを本人や周辺の人々が認識することになります。本人の意識の変容がなければ支援が届けにくいことから、関係機関が早期に当事者を発見し、相談機関につなげる必要があります。

⑪ 成年後見制度の利用状況

松茂町においては成年後見制度の利用者数は60人から70人程度で推移しています。事件類型では成年後見人利用者数が一番多く、補佐人、補助人の利用は、併せて10人程度となっています。

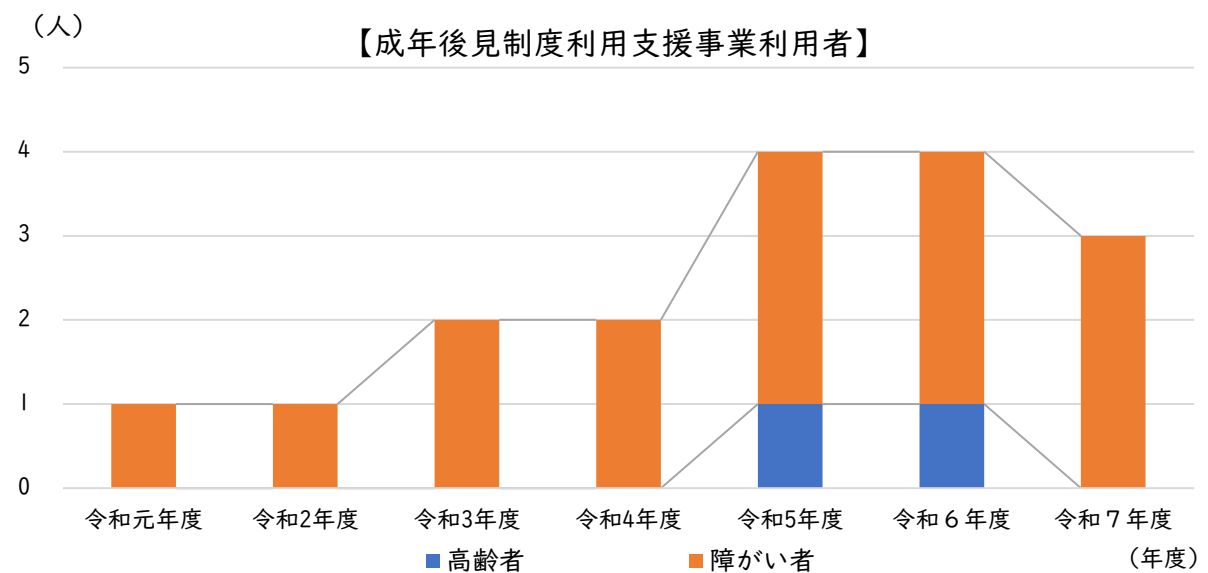
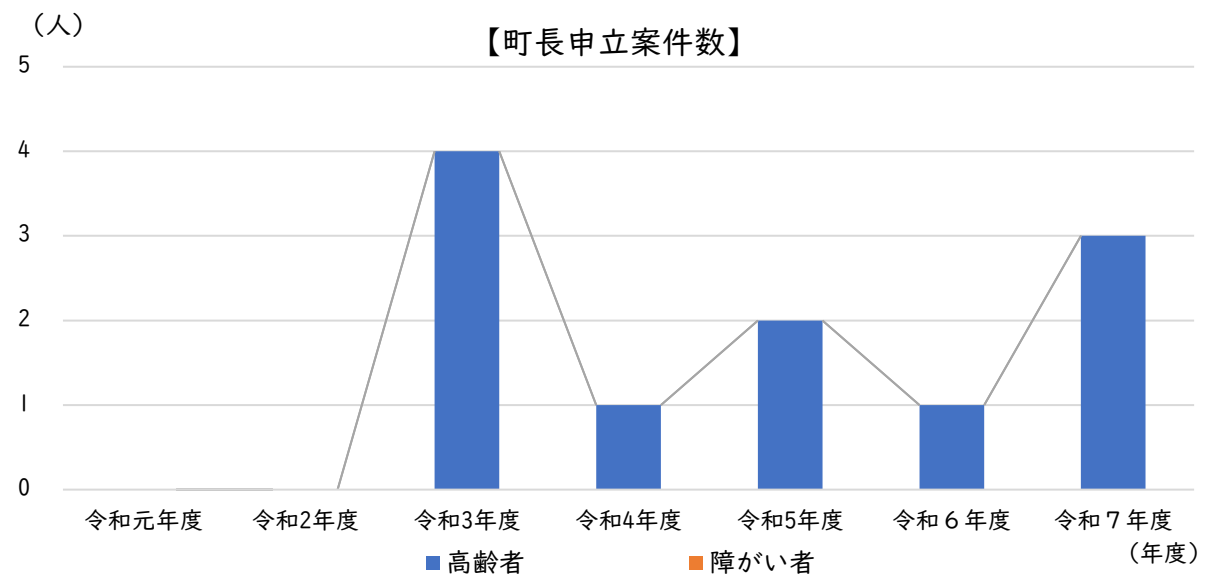
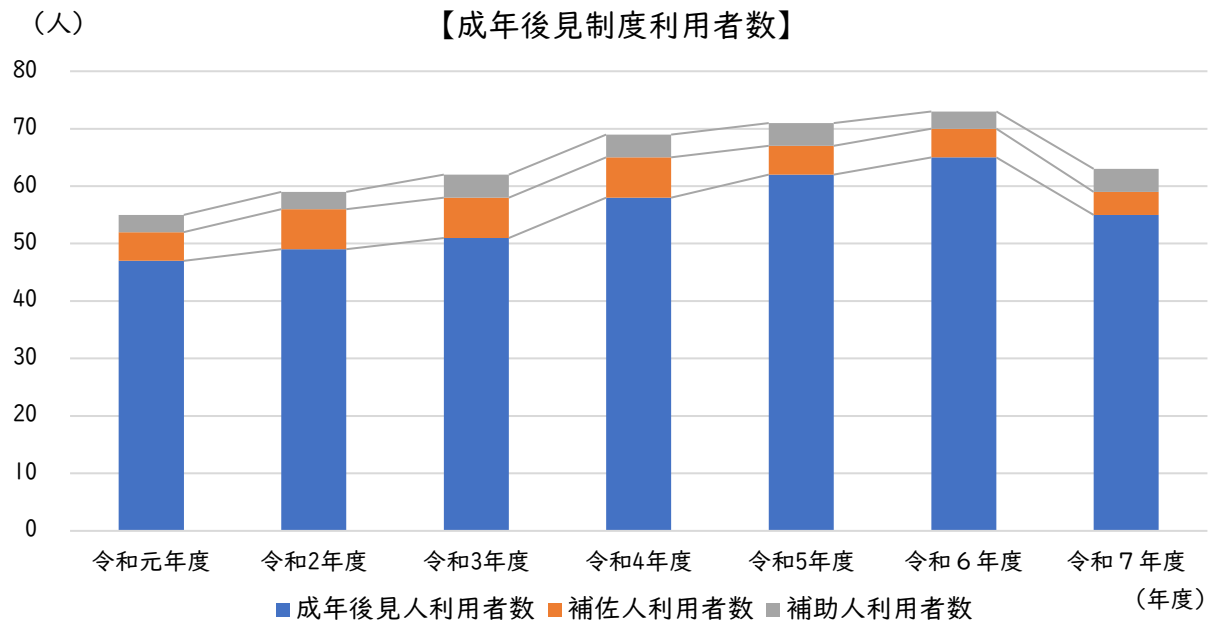
成年後見制度における町長申立の利用者数は、令和3年度から令和7年度にかけて高齢者の利用は1～4名程度、障がい者の利用は0人となっています。

また、報酬助成の利用者数は、高齢者の利用が令和5年度・6年度に各1件、障がい者の利用は、令和3年度から令和7年度にかけて2～3名程度となっています。

松茂町成年後見センター（令和4年12月開設）への成年後見に係る相談件数（延べ件数）は、年度によりバラつきがありますが、年間50件以上の相談があり、町民に成年後見センターの存在や成年後見制度について周知が進んでいます。引き続き、広報活動を行うとともに、関係機関と連携して成年後見制度の利用促進を図ります。

【松茂町成年後見センターへの相談件数】

- ◇ 令和4年度 56件
- ◇ 令和5年度 111件
- ◇ 令和6年度 74件
- ◇ 令和7年度 57件（3月18日現在）



(4) 家庭内での問題

① 各種相談件数の推移

従来から高齢者は地域包括センターを窓口として対応しており、妊産婦や子育て世帯については令和7年4月から役場と保健相談センター内にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両面からの相談支援を行っています。

松茂町役場内に主たる相談窓口がある高齢者、妊婦・児童、いずれも相談件数は増加しています。

② 高齢者虐待相談件数の推移

令和元年の1件以降、令和3・4年の7件をピークに年に数件の割合で相談があります。

③ 妊婦・児童虐待相談対応件数の推移

令和7年度に、こども家庭センターが対応している要保護児童対策地域協議会登録児童（児童虐待案件数）は33人となり、令和3年度からは増減を繰り返しながら、年30件程度でほぼ横ばいの状況です。虐待の種別は、心理的虐待が多くなっています。

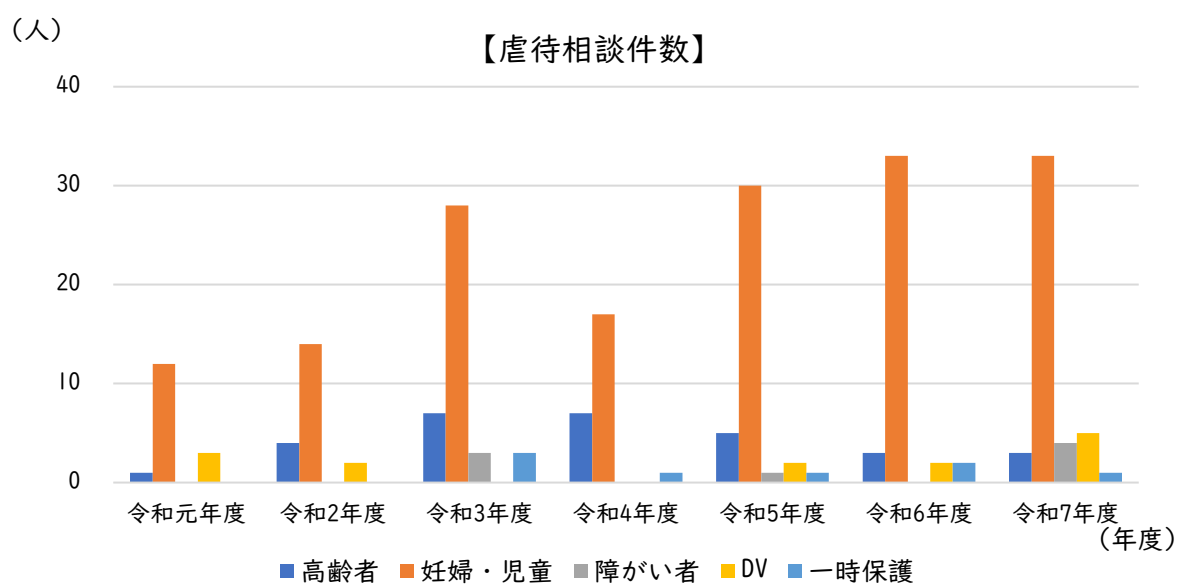
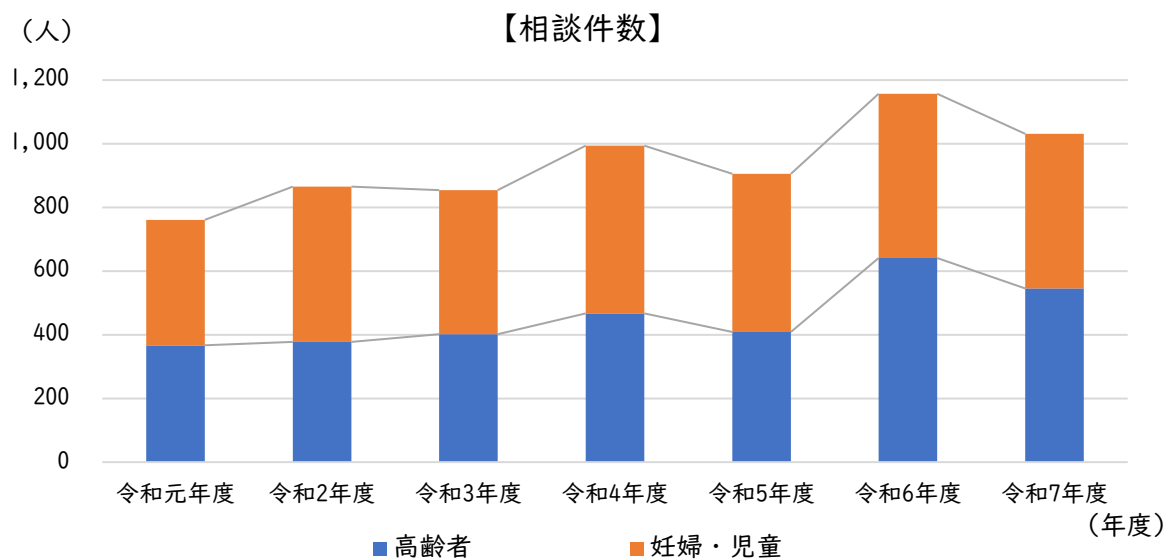
④ 障がい者虐待相談件数の推移

障がい者に関する虐待については、板野郡5町で設置している障がい者虐待防止センター凌雲が主たる相談窓口となっています。

障がい者虐待防止センター凌雲と役場福祉課で受け付けた虐待相談件数は、年数件程度となっており、令和7年度は年間5件となっています。

⑤ DV相談件数・一時保護件数の推移

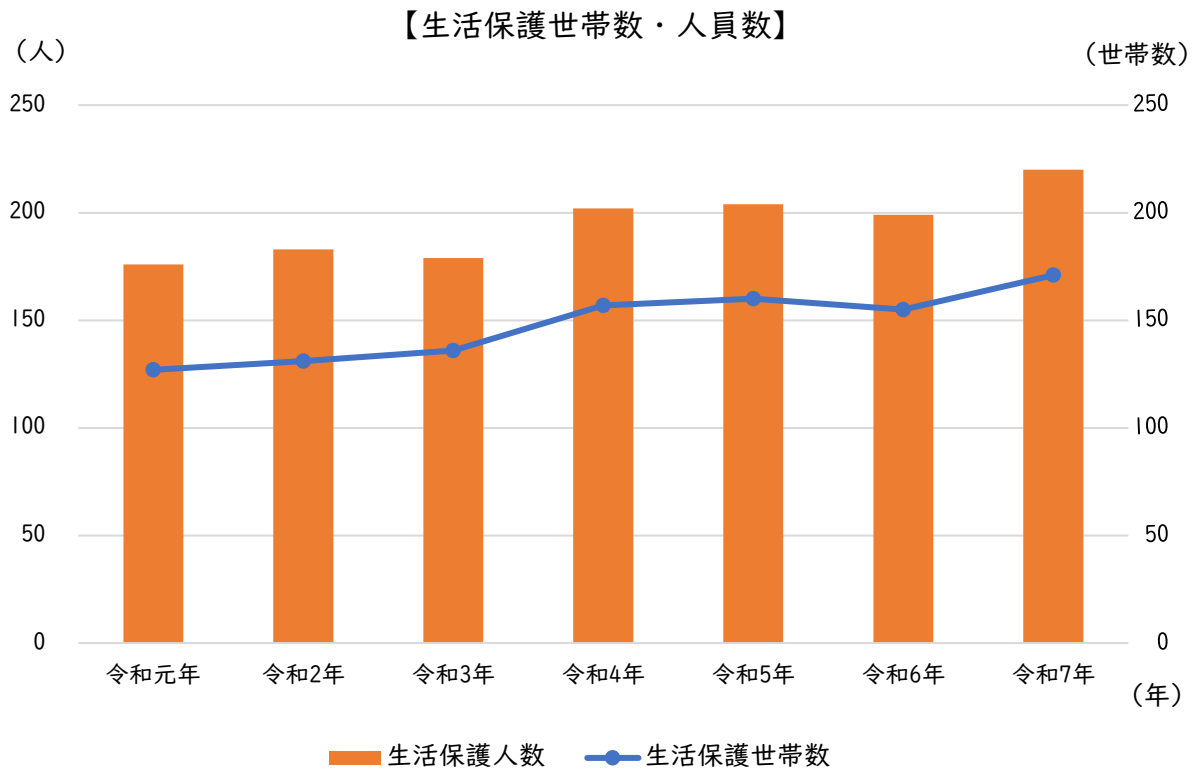
こども家庭センターが受付したDV(ドメスティック・バイオレンス)関連相談件数は、令和7年度は5件で、やや増加傾向にあります。



4月1日現在	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	761	865	854	994	906	1,157	1,031
高齢者	367	378	402	467	409	641	546
妊婦・児童	394	487	452	527	497	516	485
虐待相談件数	16	20	41	25	39	40	46
高齢者	1	4	7	7	5	3	3
妊婦・児童	12	14	28	17	30	33	33
障がい者	0	0	3	0	1	0	4
DV	3	2	0	0	2	2	5
一時保護	0	0	3	1	1	2	1

⑥ 生活保護世帯数・人数の推移

4月1日における生活保護世帯及び人数については、令和3年から令和4年にかけて増加傾向、以降令和6年までは横ばいでしたが、令和7年にかけては再び増加に転じています。



4月1日現在	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生活保護世帯数	127	131	136	157	160	155	171
生活保護人数	176	183	179	202	204	199	220

(5) 地域との連携状況

① 各種ボランティア人口・包括連携協定企業の推移

本町におけるボランティア登録人口は、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動中止や、ボランティアの高齢化により減少しています。

また本町は、地域社会の発展と町民サービスのさらなる向上を相互に推進するため、令和2年度より企業と包括連携協定を締結し、相互連携と協働による活動を実施しています。

② 民生委員・児童委員の推移

本町における民生委員・児童委員の状況は、令和8年3月末現在、定数31人に対し、現員数31人、充足率は100%となっています。

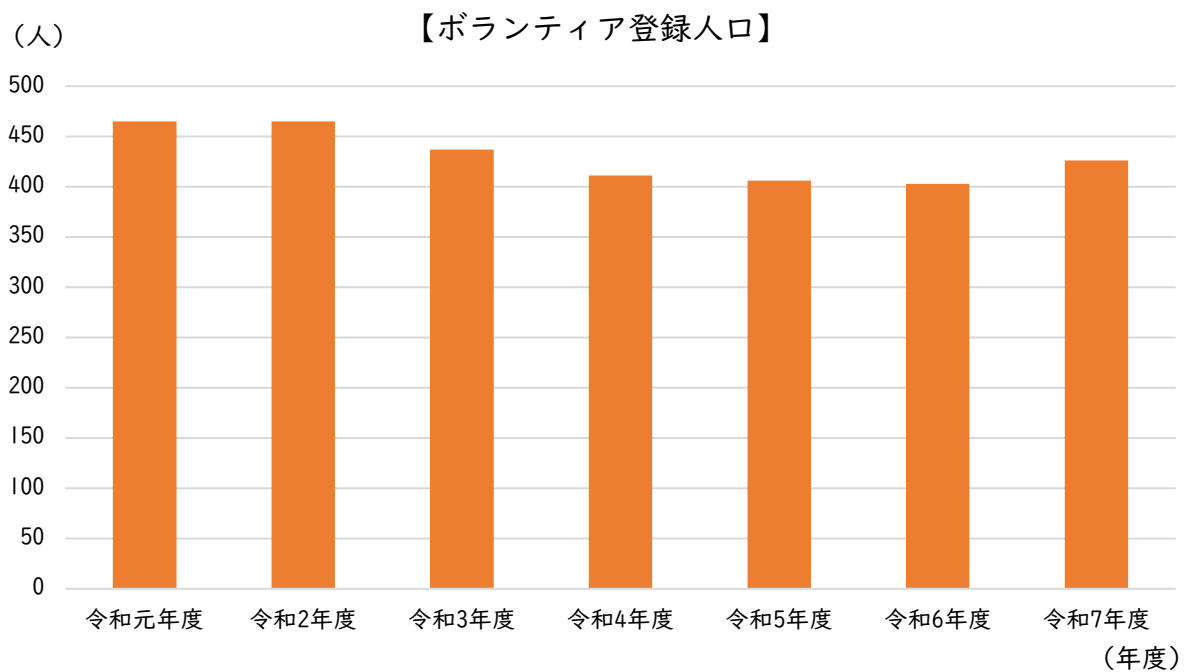
またそのうち、主任児童委員も定数2人に対し、現員数2人、充足率は100%となっています。

③ フレイルサポーターの推移

本町におけるフレイルサポーターは、令和2年の養成以来、12名の体制を維持しており、地域における介護予防の担い手として定着しています。その役割はフレイルチェックの実施のみならず、各種健康関連イベントや講座の運営支援等へと広がっています。

④ 認知症サポーター養成講座の受講者数の推移

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、地域で本人や家族を温かく見守る応援者です。受講者数の推移については、令和3年度はコロナ禍により開催中止となりましたが、令和4年度にはその反動もあり183名と大きく増加しました。令和5年度以降も、継続的な養成に取り組んでいます。



4月1日現在	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ボランティア登録人口	465 人	465 人	437 人	411 人	406 人	403 人	426 人
包括連携協定先企業	－	1 社	1 社	1 社	1 社	1 社	1 社
民生委員・児童委員数	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人
フレイルサポーター数	－	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
認知症サポーター受講者数	－	40 人	－	183 人	25 人	50 人	38 人

(6) 災害対策の必要性

① 福祉避難所の指定状況

本町における福祉避難所の指定状況は、平成23年度以降2施設でしたが、令和4年度に4施設増加して合計6施設となり、収容可能人数も25人から13人増加し、38人となりました。

ア. 避難行動要支援者名簿の作成状況

本町において、情報収集により把握した高齢者や障がい者のうち、災害時または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)の範囲を次のとおりとしています。(なお、当面の間は在宅者とする。)

- ◆身体障害者手帳1級または2級の認定を受けた者
- ◆療育手帳A判定を受けた者
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受けた者
- ◆65歳以上の高齢者のみの世帯(独居含む)の者
- ◆介護保険の要介護3以上の認定を受けた者
- ◆その他町長が必要と認めた者

避難行動要支援者の避難支援、安否確認等の必要な措置を行うための基礎資料とするための「避難行動要支援者名簿」については、本町において定期的に登録者の見直しを行いながら作成しており、令和7年4月現在861名が登録しています。

また、上記には該当しないが本人が希望した場合にも避難行動要支援者名簿への登録を行っています。

イ. 個別避難計画の作成状況

避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとの、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)については、本町において作成に着手しており、令和7年4月現在276名の方が作成しています。

2 各種調査の実施

(1) 町民アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、町民の地域福祉に対する意識を把握するため、令和7年度に実施した民生部の各種アンケート調査に地域福祉に関する設問を設け、調査を行いました。アンケートの結果については資料編に掲載しています。

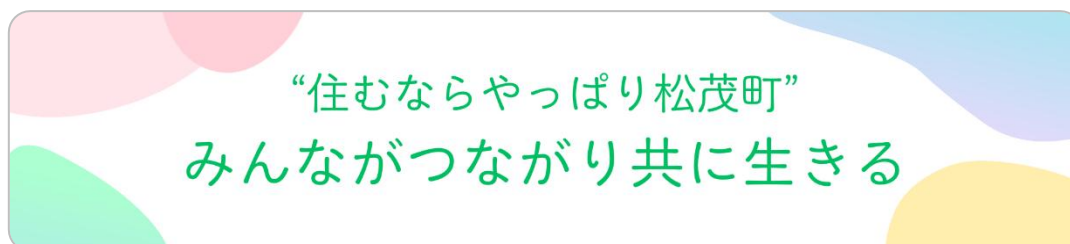
○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	65歳以上の町民（要介護1～5認定の方を除く） 無作為抽出 2,500人
調査期間	令和7年12月8日～令和7年12月26日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数1,828件 有効回収率73.1%

○障がい者計画及び障がい（児）者福祉計画策定アンケート

調査対象者	障がい者手帳をお持ちの方及び家族 878人
調査期間	令和7年12月8日～令和7年12月26日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数396件 有効回収率45.1%

3 地域共生社会実現のための基本的な方向



(1) 基本理念

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域の中で、支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会の実現」を目指すものです。その実現のためには、いかに行政と地域（社会福祉協議会、地域住民、各種団体、関係事業者等）が連携していくかが重要であると考えます。

地域共生社会の実現のために、すべての町民が「住み続けたい」と思えるような松茂町を目指し、基本理念を「みんながつながり共に生きる」とします。

(2) 重点目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の5つの重点目標を柱として取組施策を推進します。

① 包括的・重層的な相談・支援体制づくり

制度の充実や住民のニーズにそった利用を促進するとともに、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決し、「誰一人取り残さない社会づくり」の実現に向け、制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスにつなげるため包括的・重層的な相談・支援体制の整備・充実を図ります。

② 地域住民等の参画・協働による地域づくり

東日本大震災を契機に、地域の支え合い、「つながり」の大切さが見直され、地域に住む誰もが社会的に孤立することなく、互いに見守り、支え合う福祉コミュニティの形成が求められています。

子どもや高齢者、障がい者等、様々な方が地域で「つながり、見守り、支え合う」ことができる居場所づくりを推進し、地域社会における「共生」の実現を図ります。

③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

福祉サービスの利用者や複雑・多様化する地域生活課題を抱える住民が、住み慣れた身近な地域で安心して暮らすことができるよう、地域におけるトータルケアシステムや

重層的なセーフティーネットの構築を通じて、本人の希望に寄り添った福祉サービスを提供する必要があります。

認知症や精神障がい者の方等を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制を構築するとともに、利用者がサービスを選択するに当たり、適切な判断ができるような仕組みづくりと、その質の向上に取り組めます。

④ 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進していく上では、地域住民の一人ひとりがその担い手であるという意識を持ち、福祉に対する正しい理解を持つことが重要です。

複雑化・多様化する地域ニーズに対応するため、福祉サービスの担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人、当事者団体、民間事業者等、多様な組織が地域福祉活動に参加し、「地域全体で地域を支える」仕組みづくりに取り組めます。

⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」といった大規模災害により、多くの尊い命が失われました。近年は、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨等の異常気象が頻発し、甚大な被害をもたらしており、徳島県では、「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」発生の懸念が高まっています。

特に松茂町では、「南海トラフ巨大地震」において、地震発生の可能性が相対的に高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」(以下、「臨時情報」という。)の発表が想定されることから、この情報を活用するとともに、大規模地震発生に備えた実行力のある「防災・減災対策」が求められます。

これまでの大震災等の教訓を踏まえ、災害時における避難行動等に支援を必要とする高齢者や障がい者の方々への支援や、要配慮者が安心して避難できる福祉避難所の整備をはじめとして、地域で災害を迎え撃つ「災害に強い福祉のまちづくり」を推進します。

【福祉によるまちづくりのイメージ】



第3章 地域共生社会実現に向けた取組施策

“住むならやっぱり松茂町” みんながつながり共に生きる

I 重点目標①包括的・重層的な相談・支援体制づくり

【現状と課題】

(1) 複合的な課題等に対する支援について

公的福祉サービスについては、これまで、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等福祉の分野ごとに制度の充実が図られてきました。一方で、生きづらさや心理的困難、孤独・孤立の問題等、制度の対象とならないものや介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等、地域住民が抱える複雑で多様な課題は一つの制度での解決が難しく、制度の充実だけでは十分であるとはいえません。

こうした現状を踏まえ、各分野の施策を推進する上でも部署の垣根を超えた関係機関との連携による相談体制と、伴走する重層的支援体制を構築する必要があります。

また、住民同士の支え合いやボランティア等を振興し、公的制度や、行政と連携することも重要です。

加えて、住民がどこに相談すればよいか困ることのないよう相談窓口の周知にも努める必要があります。

(2) 福祉サービスの充実について

地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、生活を送る上で発生する様々な課題を解決するため、それぞれの状況に応じて、多様な福祉サービスを適切に活用できる環境づくりが求められています。

また、複雑多様化する福祉ニーズに対応するためには、医療、介護、生活支援等の個別サービスの充実に加え、利用者の状況に応じて、必要なサービスが一体的、重層的に提供されるよう、各サービスの提供機関が連携し、地域における福祉サービスの充実を、より一層図っていくことが重要になってきます。

【主要施策】

(1) 複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築

① 地域におけるトータルケアシステムの構築

<高齢者への支援>

ア. 地域のつながりの希薄化や単身高齢者世帯の増加等により、高齢者の地域での孤立が課題となっています。

イ. 地域で多様な社会活動に参画する機会を確保する等、高齢者がこれまで培った知識、経験、能力を活かし、生涯にわたり健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、取組を推進します。また、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を支援します。

ウ. 社会参加の促進

スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動等の生きがいづくりの活動にいつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。令和4年に地域共生社会の実現と健康寿命の延伸等を目的として立ち上げた「まつしげ健活プロジェクト」の年3回のイベントには多くの高齢者の方が参加されており、今後も毎年プログラムを見直しながら開催を継続します。

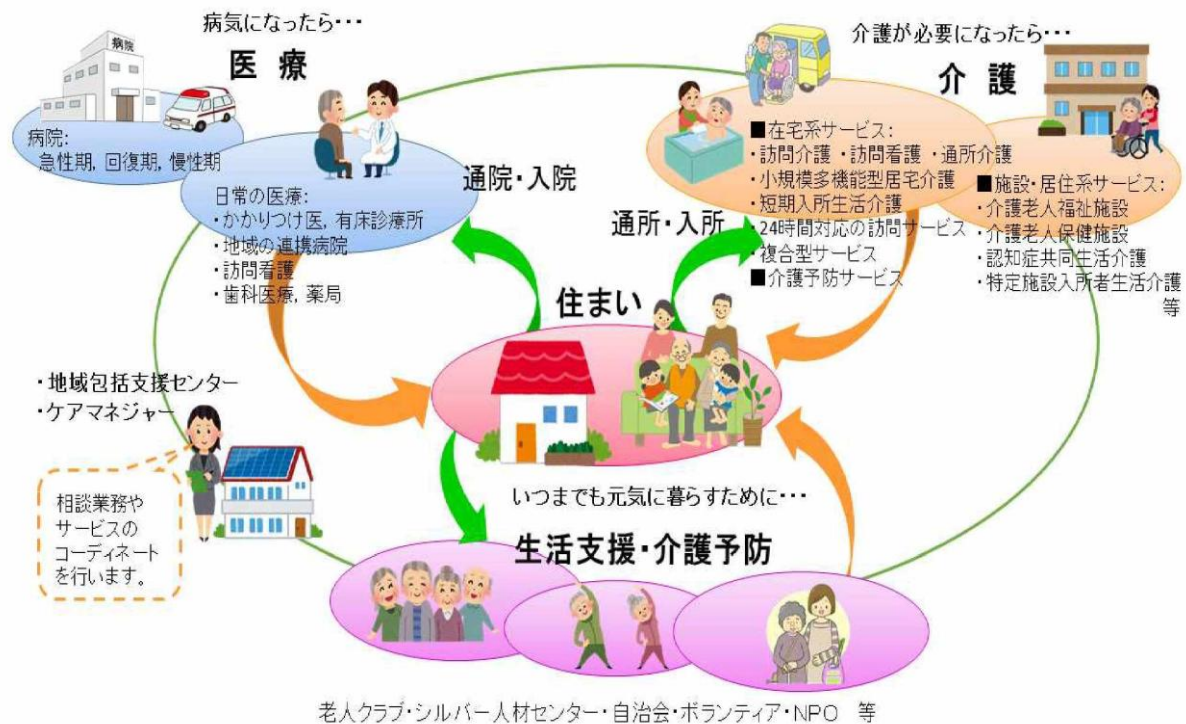
エ. 権利擁護・虐待防止の推進

認知症等により判断能力が十分でない人の権利が守られ、その人らしく生活ができるよう、成年後見制度の利用促進や相談支援体制の充実を図ります。あわせて、虐待防止の取り組みとして、養護者（家族等）に対しては負担軽減に向けた支援を強化するとともに、施設に対しては研修や啓発を通じた未然防止・早期発見を徹底します。これにより、地域全体で権利を守る切れ目のない支援体制を構築します。

オ. 生活支援体制整備事業の実施

生活支援・介護予防を充実させ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように生活支援コーディネーターと協議体を設置し、地域住民の互助による助け合い活動を推進し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

(地域包括ケアシステムのイメージ)



出典:厚生労働省

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
まつしげ健活プロジェクト	誰もが参加しやすいイベントの企画・広報・運営				
高齢者虐待防止ネットワーク会議	1回	1回	1回	1回	1回
協議体の開催	1回	1回	1回	1回	1回

<障がい者等への支援>

ア. 相談支援の充実

利用者のサービス選択の前提となる相談支援体制の充実を図るため、板野郡5町で設置する板野郡自立支援協議会において、事例検討等相談事業者の研修の場を設けます。

イ. 地域生活支援拠点の充実

松茂町では、地域生活支援拠点である基幹相談支援センターを令和7年1月に設置し、相談支援事業所への専門的な支援を実施してきました。加えて拠点事業である①相談事業所からの相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成の4つの機能を整備し、障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、生活を地域全体で支える体制の充実を図ります。

ウ. 雇用・就労支援の充実

職業訓練、就労の定着に向けて、板野郡自立支援協議会のネットワークを活用し、ハローワークをはじめとする各機関等との連携を行い総合的な就労支援の充実を図ります。

エ. 社会参加の促進

スポーツ、レクリエーション、文化活動をはじめとする自己表現活動や、社会参加等の生きがいづくりの活動に誰でも参加できるよう、各種イベントや事業の広報に努めます。

オ. 権利擁護・虐待防止の推進

障がいのある人が生活のさまざまな場面で、人権や権利利益を侵害されることなく、安心して日常生活を送れるよう、関係機関とのネットワークにより、権利擁護や差別解消、虐待防止に努めます。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
相談支援の充実	板野郡自立支援協議会を活用し研修実施				
地域生活支援拠点の充実	拠点4事業実施				
雇用・就労支援の充実	板野郡自立支援協議会の毎月実施				
社会参加の促進	まつしげ健活プロジェクト、芸術活動、生涯学習講座、マツシゲート・マルシェ、松茂町スポーツ祭等への参加への広報				
権利擁護・虐待防止の推進	成年後見制度地域連携推進協議会への出席				

<子ども等への支援>

ア. 子育てを地域社会全体で支援していくためには、子育てに関わる関係団体や関係機関、行政等の連携が必要不可欠です。また、子育てに対するさまざまなニーズに対応していくためには、専門職員だけでなく、ボランティアをはじめとする地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成・活用が重要となっています。関係機関・団体等との連携を深め、情報を共有しながら、それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たす役割を認識し、子育て支援の充実を図ります。

イ. 環境

- 未来の担い手である子どもたちが、豊かな人間性と社会性を育むことはとても重要です。子どもたちを地域社会全体で見守る体制の構築や、子どもの居場所づくりの推進等、子どもにとって魅力的な環境整備に取り組みます。
- こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉が一体となり、妊婦や子育て家庭からの相談に応じたり、関係機関との連携をとったりして、地域の中で安心して子育てができるよう支援を行います。また、妊娠期からの関わりにより、孤立や困っている家庭を早期発見し、虐待への予防や対応を行います。
- 地域子育て支援センターでは、天候を気にせず遊べる室内空間の整備や、親子で楽しめる行事の企画、他の親子と触れ合いながら安心して過ごせる、交流・相談の場づくりを行っています。地域とのつながりの希薄化が進む中で孤立しがちな子育て家庭を支援するために、保護者の悩みに寄り添ったり、子どもの成長と一緒に喜んだり、また保護者同士が悩みや情報を共有することで、育児不安の軽減につながるよう取り組んでいきます。こども家庭センターや保育園等と連携を図りながら、気軽に足を運んでもらえる場所になるよう、魅力的な居場所づくりを行っています。
- 令和8年4月から、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を地域子育て支援センターで実施します。保育所に通っていない0歳6ヶ月から3歳未満（3歳の誕生日の前々日）の子どもを対象とし、保護者の就労要件を問わず、月10時間まで対象児童を預かり保育する制度です。家庭とは異なる場所で、保育士やほかの子どもとのふれあいを通して、利用する子どもの育ちを応援します。また、保護者には、子育てに関する相談に応じる等、子育てを支援していきます。

ウ. 経済的負担軽減

関係機関や行政等と連携し、子どもの医療費や保育料等にかかる、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

エ. 貧困

貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益が害され、社会から孤立することのないよう、「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法」に基づき、「教育支援」「生活支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」を柱に、親の妊娠・出産期から切れ目のない支援について、関係各課や民間団体と連携を図り、取り組んでいきます。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
こども誰でも通園制度 (1日当たり利用上限)	8人	8人	8人	8人	8人
認可保育施設保育料助成	無償化(助成継続)				
子どもの医療費助成	無償化(助成継続)				
ひとり親への施策	施策に関する情報の周知、関係機関との連携強化				
認可外保育施設保育料助成	保育の必要性の認定を受けた子どもの保育料無償化(補助上限有)				

<妊産婦への支援>

ア. 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、女性の社会進出等により 妊産婦を取り巻く環境は変化し、妊娠・出産・子育てに係る不安や負担が増えてきています。このため、子どもが健やかに生まれ育つための環境を整備することが重要な課題となっています。

イ. 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い、地域の中で安心した子育てができるよう支援体制を図ります。

ウ. 妊娠、出産から新生児に至る周産期医療との連携をとり、地域で安心して子どもを生み育てることができるような環境づくりをします。

エ. 支援を必要とする妊産婦を早期に発見し、安心して産み育てられる環境整備のため、妊婦・乳幼児健診、保健指導、妊産婦・新生児訪問指導等、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談でき、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を行います。

オ. 不育症の検査・治療費、不妊治療費、子どもの医療費等に対し助成を行い、安心・安全な妊娠・出産・子育ての推進を図ります。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
妊婦等包括相談支援事業	301回	295回	291回	284回	280回
妊婦健康診査	1,246人	1,218人	1,204人	1,176人	1,170人
乳児家庭全戸訪問事業	89人	87人	86人	84人	77人
産後ケア事業	56人	55人	54人	53人	53人

<医療的ケアを必要とする方への支援>

ア. 未熟児や身体に障がいのある児童等、医療的ケアを必要とする方が、適切な医療を受け、充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、医療費等の助成や福祉サービス、日常生活用具等の給付を行います。

イ. 医療的ケアを必要とする方とその家族が、在宅において必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徳島県医療的ケア児等支援センター等の関係機関・関係部署との連携を強化し、支援体制の構築を推進します。

<がん患者への支援>

「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会」の実現を目指し、がん検診の受診率向上、がんに関する情報発信、がん患者や家族からの不安や悩みを相談できる地域のがん相談支援センター等の周知を図るとともに、がん対策に関する国の動向や県の施策を踏まえ、住み慣れた地域社会で生活していく中で必要な支援を受けることができる環境整備に努めます。

具体的な取組		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
大腸がん 検診	受診者数	299人	327人	354人	381人	408人
	受診率	5.00%	5.50%	6.00%	6.50%	7.00%

<外国人への支援>

ア. 近年、日本で住む外国人は増え続けており、松茂町においても、外国人登録者数が10年前と比較して2倍以上となっています。生活習慣や言葉の違い等に起因する問題を解消し、誰もが暮らしやすい地域づくりが課題です。

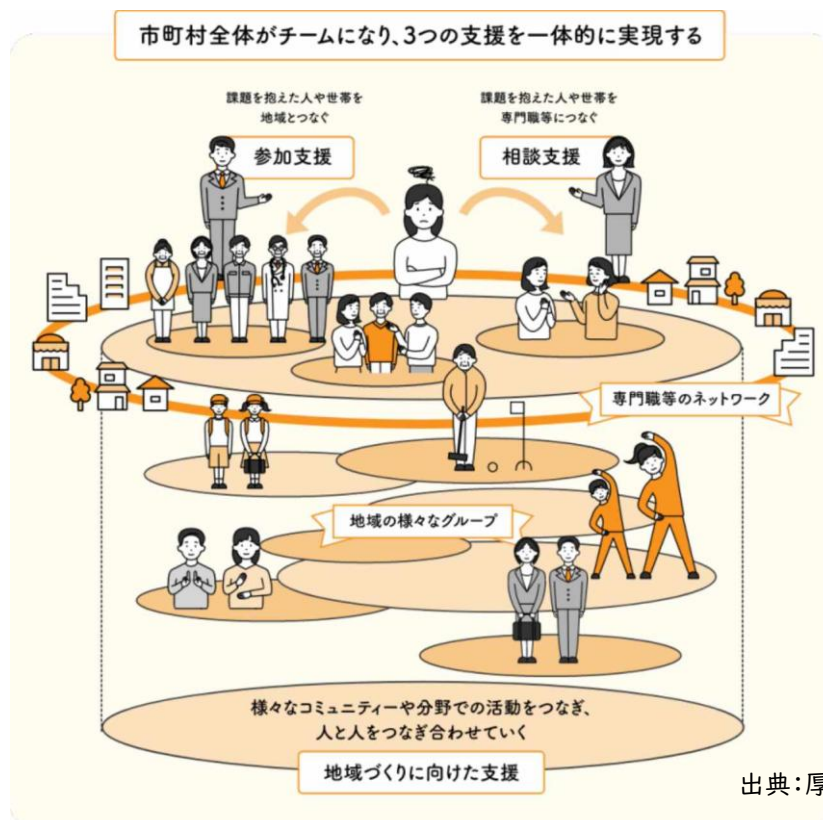
毎年実施している町民や町内企業を対象とした人権研修において、「多文化共生」をテーマに取り上げる等、様々な国籍、言語や文化について理解を深め、多様性を認めあう人権意識の醸成に努めます。

イ. 公共施設において、翻訳アプリの活用や多言語に対応した案内看板の設置等について検討していきます。また、各種相談では必要に応じて、徳島県の外国人総合相談窓口である「とくしま国際戦略センター」等関連機関と連携を図ります。

② 包括的に対応できる体制の整備

ア. 分野別の制度や携わる「ひと」と「資源」をリスト化する等見える化を図り、分野を超えた横断的な支援体制の構築を図ります。

イ. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築・強化するため、また対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するために、民生部会を開催する等、定期的また随時に庁舎内外を問わない連絡会議を開催します。



ウ. 高齢者の分野では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を支援するとともに、障がい者、生活困窮者等、他の福祉分野においても一体的な取組を支援します。

エ. 複合化・複雑化する課題に対応するため、各種研修会への出席等、地域包括支援センター、こども家庭センターを始めとする相談業務担当者のスキルアップを図ります。

オ. 高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくために、地域包括支援センターに、地域の支え合いを推進する「生活支援コーディネーター」の配置を強化するとともに、他の部署においても専門職の配置も強化していきます。

(2) 誰一人取り残さない社会づくり

① 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)に向けた取組

ア. 「孤独・孤立」や「生活困窮」、「ひきこもり」等コロナ禍後に顕在化している社会のリスクに官・民挙げて対応するとともに、「持続可能性の高い地域づくり」へとつなげるため、徳島県が設置している「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に参画し、民間団体との協働を積極的に進めます。

イ. 令和6年度改定の「第2次松茂町自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない松茂町」を目指して、自殺対策を推進します。

ウ. 自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関・団体により構成される「松茂町自殺対策連絡協議会」(平成30年設置)や庁内横断的組織である「松茂町自殺対策推進本部」(平成30年設置)を中心に、関係者が、相互に有機的な連携を図り、「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進します。

エ. 悩みを抱える方を孤立させたり、相談することを躊躇させないために、こころの悩みを相談できる窓口の広報に努めます。

オ. 「SOSの出し方」や命の大切さに係る教育、ひきこもり対策といった若年層の自殺防止に係る取組の充実を図ります。

カ. 関連する分野の相談体制の整備や関係者の人材養成、連携体制の充実を図るとともに、うつ病の方をはじめとする自殺の危険性の高い人への対策を強化します。

キ. 周囲が悩みに気づき声をかける、傾聴することの大切さ、また、正しい知識を持つことにより、「社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守る」という姿勢で各種の普及啓発活動を積極的に実施します。

② 重層的セーフティネット機能の構築

ア. 必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考えの下、地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係部署と常に連携を取りながら、適切に東部保健福祉局へ繋がります。

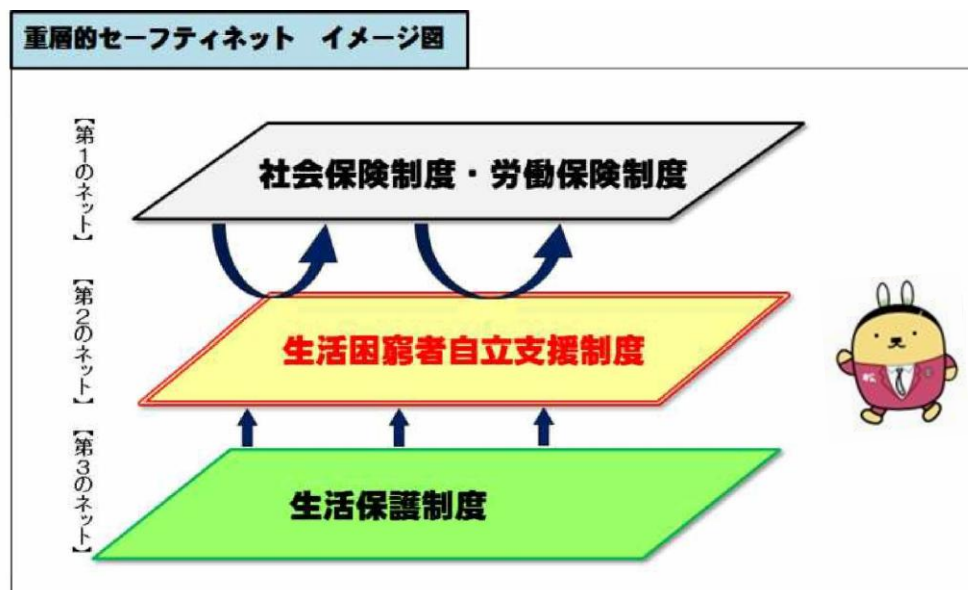
イ. 相談者の状況等に応じて生活福祉資金貸付制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の各制度間で連携を図り情報共有をすることで、効果的な支援へ繋がります。

ウ. 生活困窮者が生活保護受給に至る前の段階で、自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、松茂町社会福祉協議会において自立相談支援事業を実施しています。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった支援に加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取り組みを推進していきます。関係機関相互の情報共有や連携により、複合的な課題を抱えている困窮者に対し、速やかな支援を実施する体制を整えていきます。

エ. 支援を必要としている人のSOSに気づき、話を聞いて、必要な支援につなげ、支えることができる地域を目指しています。地域の支援者が一人で抱え込むことがないよう、地域と役場が風通しのよい関係構築を図ります。

オ. 住宅確保要配慮者の増加・多様化が進む中、居住の安定を確保するため、地域包括支援センターは建設課等や関係機関と連携し、町営住宅等をはじめとする住宅の的確な供給促進を一体的に進めます。



参考：徳島県地域福祉支援計画

2 重点課題② 地域住民等の参画・協働による地域づくり

【現状と課題】

(1) 住民等の参画による地域づくりについて

これまで「地域の暮らし」は、家族同士の助け合いや地域住民のつながりにより支えられてきたところですが、少子高齢化や人口減少の急速な進行等を背景に、人と人とのつながりが弱まり、「社会的孤立」や「制度の狭間」等の生活課題が浮き彫りとなっています。このような状況は、松茂町においても同様であるといえます。

複雑で多様な課題の解決に向けては、地域で生活する人にしか見えないニーズを捉えるため、公的制度の充実に加え、人と人とのつながりを育み、支え合う取組を推進することが重要です。

また、人と人との関係は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるものではなく、ある時は「支え手側」、ある時は「受け手側」として相互に支え合うものであり、年齢や性別、国籍、障がいの有無等を問わず、それぞれが能力を発揮できる「ダイバーシティ」の考えのもと、多様な人材の参画を促進し、地域における「きずな」を確保し、地域住民等による支え合いにより、地域力の向上に向けた取組を推進する必要があります。

様々な課題は、地域を知り、地域の強みをどう活かしていくか、創造的な解決を図る機会となり、就労・活躍の機会を提供する資源ともなります。

地域の課題解決の鍵は地域にあり、そこに集う住民やボランティア、NPO法人、自治会等、多様な主体が参画し、「どのような地域に住みたいか」共に考え、松茂町の地域生活課題の把握・解決を試みる仕組みづくりが必要です。

(2) 住民参加活動について

松茂町には、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、障がい者団体、ボランティア団体、企業等様々な団体が多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声かけや助け合いが行われています。

一方で、自治会等では、参加率の低下や担い手の高齢化等による活動の停滞が懸念されており、ボランティア団体の活動支援や地域活動への参画が難しい方との新たな関係の構築、さらには高齢者や障がい者の社会参加の促進等が求められています。

(3) 地域福祉推進団体へのヒアリングの実施

本町の地域福祉の現状について把握するため、日頃から地域で活動している各団体へヒアリングを実施しました。

令和2年からはコロナ禍のため以前のような活動ができず、会員数の減少、会員の高齢化等の現状があり、会員を増やすためにどうすればよいか、自団体における今後の活動をどうしていくか、等の課題を抱えていました。

また、「若い世代と交流したい」「町内の他団体とこれまで交流はないが、交流や一緒に活動ができないか」と考えている団体も多く、団体の活動支援として行政や社会福祉協議会はその調整に努めます。

○ヒアリングについて

期間	令和7年11月～令和8年2月
対象者	町内で活動する11団体
活動内容	・会員同士の交流 ・定例会、役員会 ・研修への参加、イベントへのボランティア参加 ・相談・支援業務 ・高齢者の見守り活動
問題点・課題	・会員の固定化、新規メンバーが集まらない ・高齢化による退会、会員数減少 ・活動している人が限られている ・知名度が低い、活動の周知ができていない
今後の展望	・会員同士の交流・意見交換を継続し、よりよい活動に繋げたい ・会員が孤立せずつながれる場として、地域に根付いた活動を継続発展させていきたい ・会員を増やすための活動を継続する ・後継者を育成し、活動を継続したい ・活動内容の普及・啓発を続けたい ・他団体との交流活動を増やしたい ・地域の子どもと関わる活動をしたい ・明るい社会づくりを目指したい ・住んで良かったと思ってもらえる町へしていきたい

(4) 地域における居場所づくりについて

地域・家族や日常の様々な場面における人々のつながりの変化を背景に、いくつかの分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた公的な制度では支援が難しい制度の狭間の課題等が表面化しています。そうした中、世代や属性を超えて、「つながり・支え合い」のある地域共生社会を実現するためには、様々な人々が交差する「居場所」づくりの推進が重要になります。

【主要施策】

（１）関係団体と連携した地域づくり活動への参画推進

「地域住民等」とは、地域住民だけではなく、社会福祉法人等の事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア等地域に関わる幅広い関係者が含まれ、これまでも、様々な活動が実施されています。

活動が地域に根付いていくことは、地域の現状や将来に関心を持つきっかけとなり、課題解決の糸口となります。

① 住民参加活動の促進

地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークを構築し、機能するよう「生活支援コーディネーター」を配置し、支援と、その活用を図ります。

② 民生委員・児童委員活動の充実

ア. 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談役として、また行政とのつなぎ役として住民に寄り添い、地域住民個々の福祉ニーズに応じた、効果的な助言やサービス利用につなげていく等重要な役割を担うことが期待されていることから、関係機関や団体との連携強化を図ります。

イ. 相談内容が多様化・深刻化する中、民生委員・児童委員がよりの確な相談・援助が行えるよう、必要な知識や援助技術を習得するための研修の充実を図るとともに、事務局はじめ役場各部署と気軽に相談できる関係づくりを行います。

ウ. 高齢化等に伴う担い手不足への対応として、地域や住民とのつながりづくり及び民生委員・児童委員業務への認知度向上のため、多様な啓発活動を通じて地域との関わりの拡大を図ります。

③ 主任児童委員活動の充実

主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助及び協力を主な職務としています。

地域担当の民生委員・児童委員を援助しながら深刻化している児童福祉問題に取り組めるよう、各関係団体との連携を図ります。

④ 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

ア. 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉活動を推進することを目的とした団体です。地域の人々に対して各種福祉サービスや相談活動等地域独自の事業に取り組んでいます。

制度に基づく福祉サービスとしては、「生活困窮者自立支援事業」や「日常生活自立支援事業」、「生活福祉資金貸付事業」等の利用に関する相談及び利用手続等があり、制度に基づかない取組としては、地域のボランティアやNPO等と協力して行う社会活動のほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、さらには、小・中・高・特別支援学校における福祉教育の支援等広範にわたり、地域の福祉活動の拠点として重要な役割を果たしています。

一方、過疎化・少子化が進行する中、地域力の低下を防止するため、住民の身近な圏域である小地域において、きめ細かな福祉活動の推進や地域の活性化を図っていくことが重要となっています。

複雑化する福祉課題への対応に、自らの民間性や先駆性を活かしながら、地域の取組にも積極的に関わる中で真のニーズを把握していくとともに、地域のあらゆる社会資源を調整し的確につなげていく等、地域福祉推進の中心的な担い手としての活動が一層期待されています。

イ. 「松茂町地域福祉計画」の内容が、松茂町社会福祉協議会の策定する「松茂町地域福祉活動計画」と整合し、双方が連携し取り組みをすすめていけるよう、地域課題を共有するとともに、解決に向け協働・支援していきます。

ウ. 関係部署と連携し、「地域包括ケアシステム」をはじめとした重層的支援体制の構築を支援します。

⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

各法人がその専門性と信頼を生かしながら、創意工夫をこらし、地域の多様な福祉ニーズに対応した公益的な取組が推進できるよう支援します。

⑥ 福祉関係団体との連携

地域福祉の向上には、日頃から地域福祉の推進を目的とする徳島県共同募金会や徳島県福祉基金等の団体や、障がい者や高齢者等の社会的な支援を必要とする人やその家族が組織する当事者だからこそ提案できる意見を持った団体や、社会福祉事業を営む団体との連携を図ることは重要となります。

ア. 老人クラブへの支援

- 老人クラブは、150人の会員からなる高齢者組織であり、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動（グラウンド・ゴルフや民踊、手芸等）を行うほか、清掃活動や、子どもたちの登下校時における見守りパトロール等、地域を豊かにする社会活動にも取り組んでいます。地域の担い手が減少する中、高齢者も地域を支える主役として活躍していただくことが重要であり、地域の担い手として欠くことのできない老人クラブを支援します。
- 高齢期の生活を豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に結成され、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組む「単位老人クラブ」や「松茂町老人クラブ連合会長寿会」に対して、徳島県と連携してその活動を支援します。

イ. 社会教育団体等との連携

日赤奉仕団をはじめとする、地域で様々な活動を行う社会教育関係団体やボランティア団体、女性団体等と連携することにより、一人ひとりに寄り添い多様性が尊重される福祉のまちづくりを促進します。

(2) 地域と連携した居場所づくりの推進

① 地域福祉活動の推進

ア. 地域福祉活動の推進には、住民一人ひとりが、「支える側」と「支えられる側」を固定せず、相互に支え合う関係を築くことが大切です。こうしたことから、地域福祉への関心や意識を高めるために広報やホームページ等での情報発信に努めます。

イ. 民生委員・児童委員が町内の独居高齢者宅を戸別訪問し、高齢者の孤独や閉じこもりの防止、困りごとの早期発見を引き続き行います。

ウ. 地域共生社会の実現や健康寿命の延伸、フレイル予防の促進等を目的として、令和4年度に立ち上げた「まつしげ健活プロジェクト」は、世代間の交流の場となっており、今後も健康づくりはもとより、町民の新たな趣味、楽しみの発見、人とのかかわりの促進につながるイベントとして開催を続けます。

エ. 認知症の人と家族が地域住民や専門職等と相互に情報を共有し、悩み相談や誰もが気兼ねなく交流できる集いの場「認知症カフェ」の設置を促進します。

オ. 高齢者活動推進スペースを設置し、地域住民や関係団体等による自主的な社会貢献活動および支え合いの取組を広く後押しします。本スペースを拠点とした情報共有や交流の促進を通じ、住民一人ひとりが支え合いの担い手として活躍できる環境を整え、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられる地域社会の構築を支援します。

カ. 障がい者の地域移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域生活を支援する機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保)の集約等を行う「地域生活支援拠点等」の整備に努めます。

キ. 障がい者が、スポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の維持や体力の増強を図るとともに、自立と社会参加意欲の向上を図る上で、大きな役割を果たしています。松茂町においてもまつしげ健活プロジェクト、松茂町スポーツ祭等を活用し、レクリエーション活動、障がい者のスポーツ活動の振興に努めます。

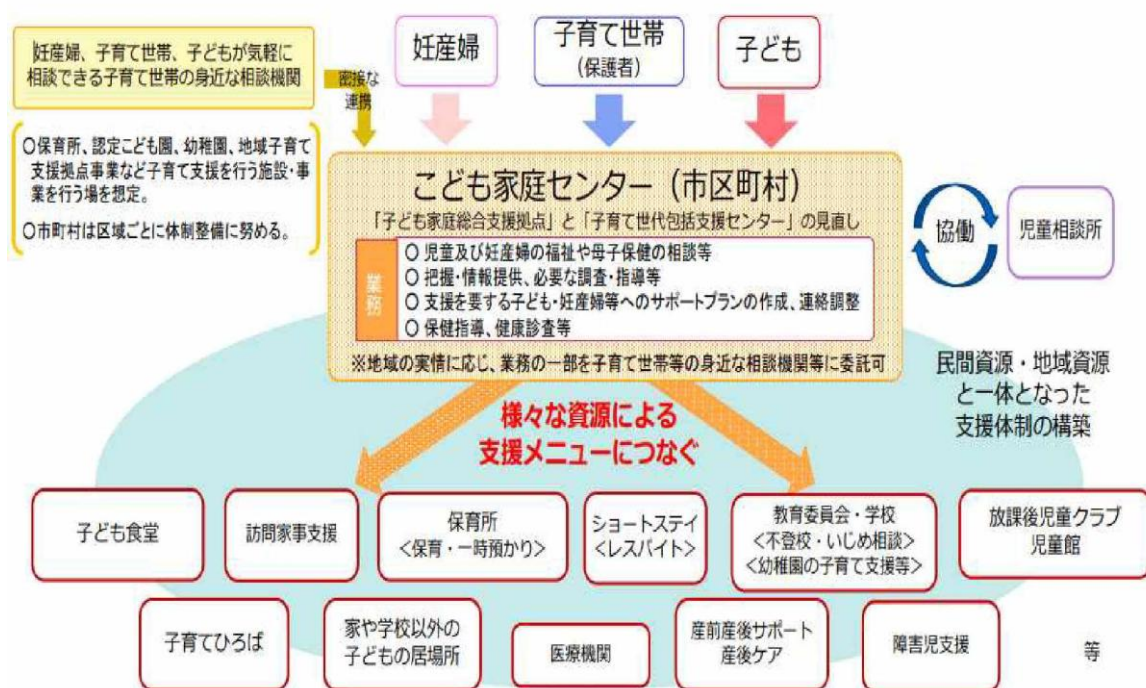
ク. 多くの子どもの居場所になっている子ども食堂、松茂町交流拠点施設「マツシゲート」、図書館等の公共施設が、よりよい居場所となるよう取り組みます。また、町以外の利用可能な居場所を紹介し、自分に合った居場所を見つけることができるよう支援をします。

ケ. 全ての放課後児童の健全な育成に向けて、安定的な放課後児童クラブ運営を図るために、施設整備や、放課後児童支援員の人材確保・育成につながるよう、県の実施する研修等の情報提供を行います。また、放課後児童クラブにおいて児童と地域の方々が交流する機会を確保し、学校や地域が一体となった子どもたちの放課後対策に取り組めます。

コ. 地域子育て支援センターで、子育てを地域全体で支えることを目的として、育児相談・子育てサークル支援・保育資源に関する情報提供等の活動を行います。

サ. 母子保健分野と児童福祉分野がより一層連携し、「こども家庭センター」として、妊娠、出産、子育て期まですべての妊産婦や子育て世帯への切れ目のない一体的支援を行います。また、ヤングケアラーや不登校児等子ども自身への相談支援を行い、地域や民間の関係機関と連携し、支援機関の充実・強化を図ります。

【こども家庭センターのイメージ】



出典:こども家庭庁

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
子ども食堂開催日数	のべ25日	のべ25日	のべ25日	のべ25日	のべ25日
認知症カフェの設置箇所	2	3	3	3	3

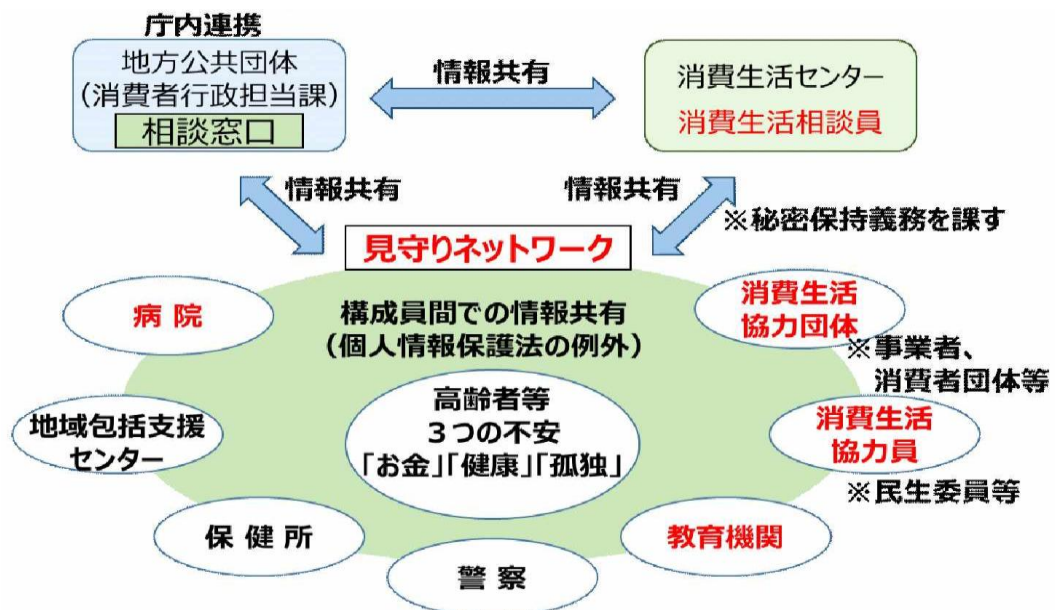
② 地域における見守りの推進

ア. 地域を単位とする老人クラブでは、独居高齢者の孤独感の解消と安否確認を目的とした「友愛訪問活動」に取り組んでいます。これは高齢者が高齢者を見守る試みとして本県から全国に広がったボランティア活動で、地域の絆づくりにも貢献する重要な取り組みであり、表彰制度の運用等により更なる活性化が図られるよう支援します。

イ. 本町では、65歳以上の独居の方や重度の身体がい者を対象に、急病や災害等の緊急時に簡単な操作によりコールセンターへ通報することができる緊急通報装置を無償で貸与しており、今後もきめ細やかな見守り体制の充実を進めていきます。

ウ. 徳島県では、増加・悪化する消費者トラブルの防止のため、地方公共団体と地域のさまざまな団体・機関が連携して高齢者、障がい者等を見守る「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を構築しており、本町においても、平成30年に「松茂町消費者被害防止ネットワーク」を設置しました。このネットワークによる活動を通して、消費者トラブルの防止を図ります。

【見守りネットワークのモデル】



出典：消費者庁作成資料

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
消費者被害防止のための啓発（一般）	通年実施				
消費者被害防止研修（事業所）	隔年実施				

3 重点課題③ 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

【現状と課題】

(1) 権利擁護を図る連携体制の構築について

高齢者、障がい者、児童に対する虐待は、個人の尊厳を著しく害するものであり、自立や社会参加を妨げます。虐待件数は増加の傾向にあり、深刻化するケースもあるため、虐待の未然防止、早期発見、支援体制の整備等、更なる取組を推進する必要があります。

また、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている「ヤングケアラー」や、様々な要因の結果として、就学や就労、家族以外との交流等の社会的な参加を避けて、半年以上にわたり、対人関係のない状態が続いている「ひきこもり」の方に対しても、適切な支援に繋げていく必要があります。

さらに、認知症高齢者をはじめ、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方々が身近な地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理等の日常生活の支援や財産を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していく必要があります。

本町では成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、令和4年12月1日に「松茂町成年後見センター」を設置し、その運営を松茂町社会福祉協議会に委託しています。松茂町成年後見センターや町に相談のあった事案は、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、定例で法律・福祉の専門職や関係機関が集まり、協議を行う場である「松茂町支援検討会議」でご本人やご家族にとって、よりよい支援方法を検討しています。成年後見制度を利用する場合には、ご本人のおかれている状況や課題、ご本人の思い等をしっかり反映し、適切な後見人等候補者が選任されるように受任者調整を行っています。

また、年に2回地域連携推進協議会を開催し、成年後見制度の利用促進を図る目的達成のため、本町の医療・介護・福祉及び司法の関係者が集まり、様々な協議を行っています。

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるように、今後も関係機関と連携して成年後見制度の利用促進を図っていきます。

(2) 福祉サービスの質の確保について

福祉サービスを提供する事業者が自らのサービス水準を点検し、改善を行い、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選びやすくするためには、サービス評価の実施や、利用者への情報開示を進めていくことが重要です。

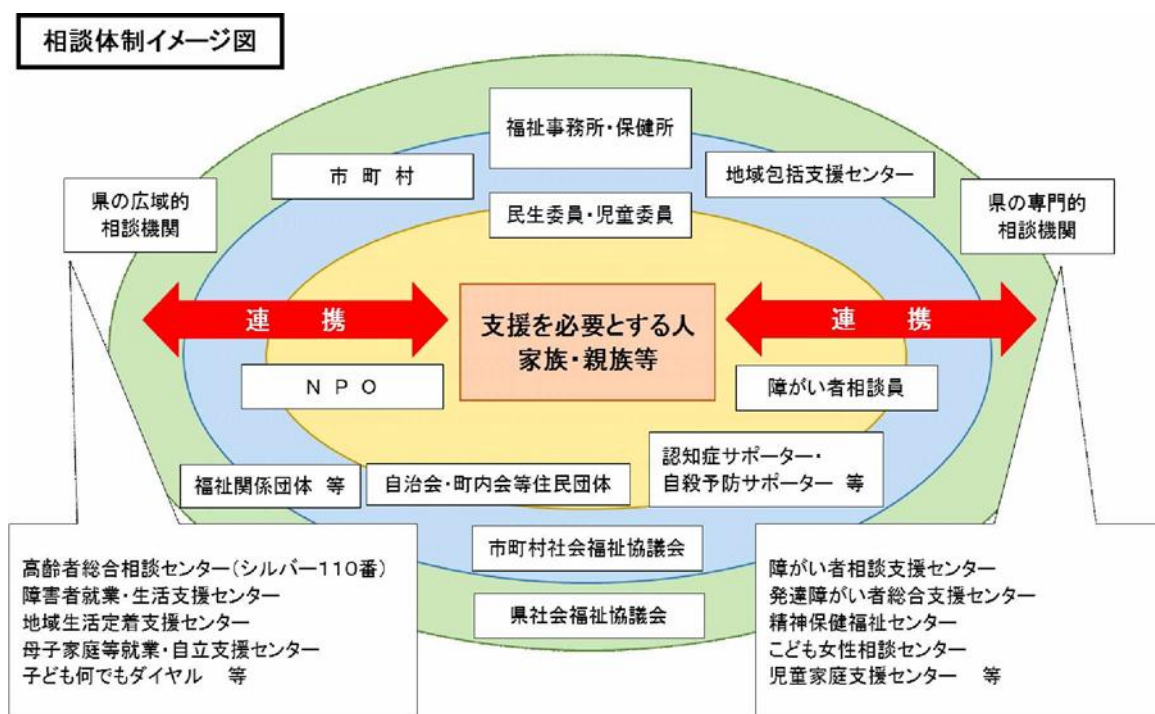
また、こうした事業者による自主的な取組と併せて、サービスの質や事業の適正な運営を確保する観点から、福祉サービス評価事業や指導監査等により、健全な事業運営のための支援や指導を行っていくことが必要です。

【主要施策】

(1) 支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築

① 福祉に関する情報提供・相談体制の充実

高齢者、障がい者、児童に対する虐待をはじめ、支援を必要としている方について、御本人・家族・地域の方が身近なところで支援を受けることができる相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の整備・充実、関係相談窓口間の連携強化を推進します。



出典：徳島県地域福祉支援計画

② 苦情解決体制の整備

ア. 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護する上で、苦情解決への取組は重要な課題となっています。社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情解決担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申出に基づいてあっせん等を行う徳島県運営適正化委員会が県社会福祉協議会に設置されています。さらには介護保険法により、事業者に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関として国民健康保険団体連合会が位置づけられています。

イ. 利用者及び事業者に対する広報・啓発を行い、苦情の申出をしやすい環境を醸成するとともに、苦情解決が円滑に図られるよう、県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行い、利用者の満足度の向上とともに虐待防止対策等を講じる等、利用者の権利擁護や、よりよい福祉サービスの実現に向けた仕組みの整備に努めます。

③ 支援を必要としている方に寄り添った支援の実施

ア. ヤングケアラー

○ ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域、学校、関係事業所と協力することで早期に発見することが必要です。ヤングケアラーが孤立することのないよう、相談できる支援体制を推進し、社会全体で支えていきます。

○ 「徳島県多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」に基づき、こども家庭センター、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、支援のノウハウを共有するとともに、様々な課題を抱える子どもと家庭に寄り添った支援を実施します。

イ. いじめ

教育現場をはじめ、様々な場で児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組むいじめ防止対策の活動の充実を図り、いじめを「しない・させない・見過ごさない」子どもを育みます。また、子育てや家庭教育に不安を持つ保護者や、いじめや不登校、暴力行為等、学校生活で悩みを抱えている児童生徒が相談できるよう、電話による相談、高度な専門知識を有する者による相談援助活動等を実施するとともに、相談機関等との連携により相談体制の充実を図ります。

ウ. ひきこもり

- ひきこもりは子どもから成人までの広い年齢層に生じる社会現象の一つをあらわす用語であり概念で、一つの疾患や障害にのみ現われる症状ととらえるべきではなく、様々な疾患の症状として、また、様々な葛藤の兆候としてあらわれるものと考えられています。この概念が覆う領域は非常に幅広いもので、当事者をはじめ家族が、ひきこもりの長期化により社会生活の再開が著しく困難になり、大きな不安を抱えるようになった場合に、ひきこもりに対する支援が必要となります。町においては、保健、医療、福祉、介護、教育等様々な分野の関係機関や徳島県との連携協力により、多様な支援の選択肢を用意できる環境を整えるとともに、包括的な支援が実施できる体制づくりに努めていきます。
- ひきこもりで悩むご本人やご家族に対し、県に設置されたひきこもり地域支援センター「きのぼり」等と連携し、社会参加に向けた支援を行います。また、県の実施する「ひきこもりサポーター養成研修」等の受講を行い、当事者や家族の支援が適切に行えるよう努めます。
- ひきこもり、ヤングケラー、いじめ、8050問題等、多様化したケースに対応するためには、的確な情報提供や専門的見地からの助言等が必要となることから、関係機関との連携を図った包括的な支援の強化が必須です。相談しやすい支援体制づくりを推進し、関係機関の連携を強化する等、多様な問題を抱える人への支援に取り組めます。

エ. 認知症

- 認知症の方を地域全体で支えていくため、認知症の人やそのご家族の応援者である「認知症サポーター養成講座」を開催します。また、認知症等に起因して行方不明になった場合においても早期発見につなげるために、認知症高齢者見守り事業を実施し、認知症対策に取り組めます。
- 「認知症になってからも、一人ひとり個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら希望を持って、自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」に立ち、「松茂町認知症施策推進計画(仮称)」を「第10期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」と一体的に策定し、認知症施策の一層の推進を図ります。

オ. 虐待

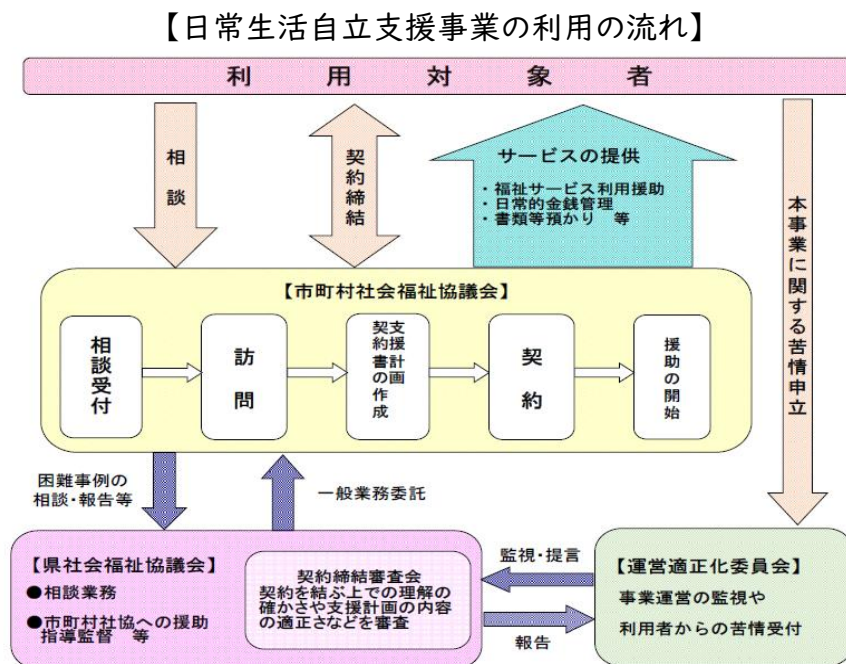
- 徳島県では、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組むため、「徳島県障がい者権利擁護センター」を設置しています。

本町においても、「障がい者虐待防止センター凌雲」を板野郡5町共同で委託設置しており、これからも障がい者の権利擁護・虐待の未然防止や早期発見等に一層取り組みます。

- 児童虐待問題に適切に対応するため、こども家庭センターを中心とした相談支援体制を充実し、中央こども女性相談センターや教育、保健、医療、介護等の関係機関との連携を図りながら様々な課題を抱える子どもと家庭に寄り添った支援を実施します。
- 高齢者虐待を未然に防止するとともに、虐待を受けた高齢者やその養護者を適切に支援するため、地域住民の協力による見守り活動や、関係機関・団体との連携を強化するネットワーク体制を構築します。

カ. 権利擁護

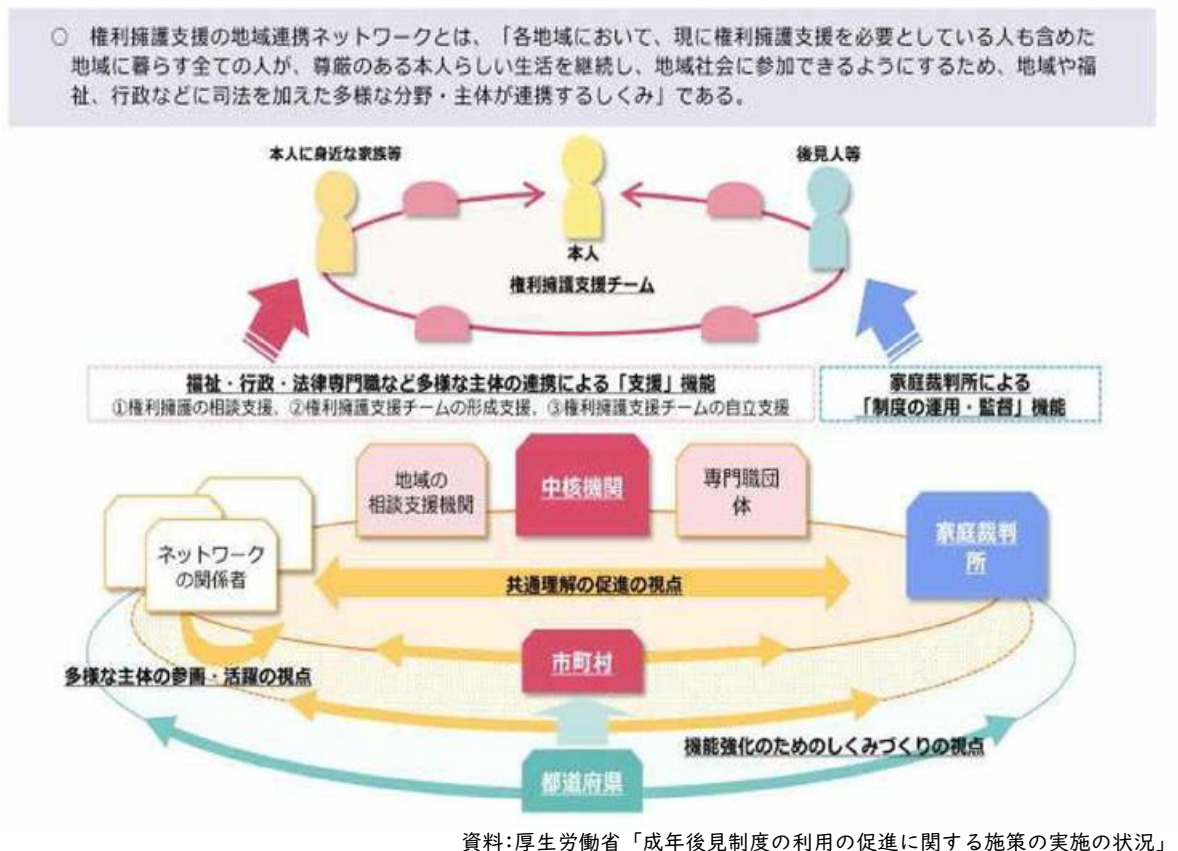
- 権利擁護や成年後見制度に関する相談・申立て支援や法人後見の受任等、地域における権利擁護の包括的な支援を行う「松茂町成年後見センター」（松茂町社会福祉協議会へ運営委託）と連携を行い、当事者にとってよりよい支援へと繋がります。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分である場合でも、本人の人権が守られ、安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を実施する日常生活自立支援事業の周知及び利用促進等各種支援の充実に努めます。



出典：徳島県地域福祉支援計画

- 認知症高齢者や独居高齢者の増加、障がい者の長期にわたる支援が必要な中、本人の意思を丁寧にくみ取りその生活を守るため、財産の管理のみならず意思決定支援や身上監護にも配慮した成年後見制度の利用を促進します。
- 専門職団体等と地域の関係者による成年後見制度利用促進のため協力する体制づくりを進める地域連携推進協議会において、地域課題等について継続的に協議を行います。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】



具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
児童虐待防止に関する啓発や関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会代表者会議・実務者会議				
高齢者虐待防止に関する啓発や関係機関との連携	高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議・実務者会議				
後見人との連携	全件引継ぎ実施				
地域連携推進協議会の開催	2回	2回	2回	2回	2回
支援検討会議の開催	6回	6回	6回	6回	6回

(2) 福祉サービスの質の向上への取組

① 相談支援体制の充実

福祉課、住民課、長寿社会課、こども家庭センター、地域子育て支援センター、保健相談センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、関係機関との連携を強化し、相談・情報提供からサービスの提供まで一貫した相談支援体制の充実に努めます。

② 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人やその家族、また相談事業所の総合的で専門的な相談に応じるため、地域における相談支援の中核的組織として、令和7年1月に板野郡5町で基幹相談支援センターを設置しました。

また、板野郡自立支援協議会を毎月開催し、基幹相談支援センター、相談支援事業所等関係機関のネットワークの構築、当事者や関係事業所が参加できる研修やイベントを開催しサービスの質の向上に努めます。

③ 介護保険事業所運営推進会議への参加

グループホームやデイサービス等の介護保険の地域密着型サービス事業所が行う、利用者の状況や活動内容を報告する運営推進会議に地域住民等とともに参加し、事業についての評価や助言を行います。

④ 介護保険運営指導の実施

介護保険事業所の「サービスの質の確保」と「保険給付の適正化」を目的に、事業所の運営状況を確認する運営指導を実施し、運営等に問題がある場合は、指導を行い、介護保険事業所が適切なサービスを提供できるように支援します。

4 重点課題④ 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

(1) 生涯にわたる福祉意識の普及について

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたって、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報啓発を行っていく必要があります。

(2) 福祉に従事する人材の養成・確保と資質向上について

少子・高齢化や核家族化の進行等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増大すると想定される一方、働き手の不足が深刻化してきています。福祉の現場を支える看護職員、介護職員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉人材について、引き続き人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや、就業促進を行っていく必要があります。

また、質の高い適切な福祉サービスを提供するため、現場で働く福祉職員に対して、高度な専門性や幅広い知識、実践力を身につけて頂くため、各種研修を通じて、資質向上を図っていく必要があります。

(3) 多様な福祉の担い手について

複雑・多様化する福祉ニーズに対応するためには、福祉の担い手にも従来の枠組みを超えた多様化が求められます。

従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等に加え、社会福祉法人、民間事業者等、多様な組織の地域福祉活動への参画を促進していくことが重要です。

【主要施策】

（１）福祉意識の普及啓発

ア. 地域の中には、子どもや高齢者、障がい者等、何らかの支えを必要とする人々が生活しています。各種イベントや広報を活用し、幼少期から高齢期にいたるまで、地域の協働による活動やボランティア活動の重要性等、「福祉への理解や関心」を高めていきます。

イ. 国や県が開催する各種講座やフォーラムについての広報も継続して行います。

（２）福祉教育の推進

福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、子どもの頃から福祉を身近なものとしてとらえ、様々な体験活動を通して理解を深めながら、本格的な福祉活動に参加するきっかけを与える取組を推進します。

ア. 幼稚園、小学校、中学校のカリキュラムの中で実施している社会福祉施設との交流等の継続を支援します。

イ. 地域全体で福祉への理解を深めるため、幼・小・中学校、民生委員・児童委員をはじめ地域や社会福祉法人等との協働による福祉活動やボランティア活動を促進します。

（３）福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上

① 福祉人材の養成・定着・確保

ア. ファミリー・サポート・センターの会員の確保

会員確保のために、援助をお願いしたい人（依頼会員）の利用料の補助を行うとともに、育児の援助を行いたい人（提供会員）へも報酬の補助を行います。

地域の実情やニーズを十分に把握し、利用の促進と提供体制の確保、事業の周知・充実に取り組むことで、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ります。

イ. 保育士人材確保推進事業の実施

保育の質の向上や待機児童を解消するためには、保育の提供に携わる人材を安定的に確保する必要があります。本町では、町内で働く保育士等に対して手当を支給する「保育士人材確保推進事業」を継続して実施することにより、保育士等を町内の保育施設に定着させ、保育環境の充実を図ります。

ウ. 未来の保育士定着推進事業の実施

保育士の将来にわたる人材不足の解消と業務負担軽減を目的に、町内の保育施設が学生をアルバイトとして雇用した場合、賃金の補助を行う「未来の保育士定着推進事業」を継続して実施します。

この事業により、学生の町内の保育施設でのアルバイト雇用の促進から、就職促進につながり、保育士の人材確保を図ります。

エ. 介護サービス事業者には雇用される職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設置されている処遇改善加算をうけることができるよう、介護事業所へ運営指導の機会を捉え支援します。

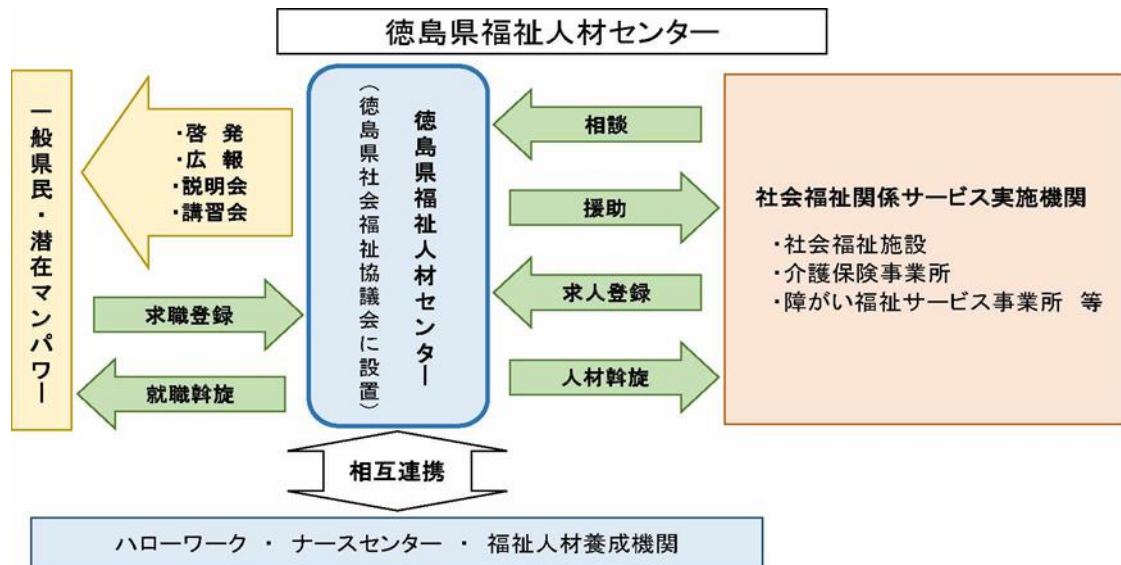
オ. 徳島県が実施する「介護助手制度」及び「介護人材育成研修」等の案内を窓口へ設置する等し、事業を支援します。これによりシニア世代の介護現場への新規参入を促し、生きがいつくりと健康増進を後押しするとともに、福祉人材の養成・定着・確保を推進します。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ファミリー・サポート・センター 会員数	295人	295人	295人	295人	295人
内 依頼会員	185人	185人	185人	185人	185人
内 提供会員	130人	130人	130人	130人	130人
ファミリー・サポート・センター 利用補助	助成継続・随時単価見直し				
保育士人材確保事業 対象者数	のべ780人	のべ780人	のべ780人	のべ780人	のべ780人
未来の保育士定着推進事業 対象事業者数	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所

② 福祉人材センターの活用

徳島県では、福祉人材の確保を図るため、県社会福祉協議会を徳島県福祉人材センターとして指定し、運営しています。同センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介等を行う無料職業紹介事業、就職面談会の開催や福祉の職場体験の機会提供等を行っています。

松茂町においては、この福祉人材センターを活用し、福祉職の雇用の安定を図ります。



③ 福祉人材の資質向上

介護福祉サービスをはじめとする福祉に従事する者の職種や経験の程度に応じた体系的な研修を実施します。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ケアネットワーク会議の開催	5回	5回	5回	5回	5回

④ 福祉現場の就業環境の向上

ア. 介護職員の業務負担の軽減や業務の効率化を行うため、介護ロボットの導入支援をはじめ、業務の一元管理システムや業務補助ソフトの導入、タブレット端末の活用といった、ICTの導入を支援し、介護職員の職場への定着を図ります。

イ. 国や県の補助金を活用し、保育施設、介護施設の施設整備に加え、職員の賃金アップ、働きやすい環境づくり、キャリアアップの支援等处遇改善に取り組みます。

(4) ボランティア育成と活動支援

① ボランティアの育成と活動支援拠点の機能充実

本町では、町民のボランティアの理解の促進、情報の提供、人材の育成、交流・連携の促進を総合的に推進する機能を持つ、ボランティアの活動支援拠点は、松茂町社会福祉協議会が担っています。

ア. ボランティア活動を継承、発展させ、共助社会づくりを加速させるため、次代を担う若者のボランティア活動への参画を促進するよう、情報発信やボランティア登録等ボランティアセンターとしての機能を強化します。

イ. ボランティア活動への住民参加を促進するため、女性団体、自治会・町内会等をはじめとする地域に根ざしたボランティア活動を実施している団体や民間企業等と連携して、身近なところでのボランティア活動を紹介します。

ウ. ボランティア活動が自立した活動として継続的に行われるよう、ボランティア団体を支援するとともに、徳島県が実施する専門的な研修等への参加の促進や、ボランティア活動についての適切なアドバイス、コーディネートが行える人材を育成します。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ボランティア登録者数	450人	460人	470人	480人	490人
県道清掃参加者数	20人	20人	20人	25人	25人

(5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

① 地域福祉活動を推進する人材の育成

ア. 自殺予防サポーター（ゲートキーパー）

ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材です。

パンフレットや啓発物品の配布等により、ゲートキーパーについて周知を図り、また、ゲートキーパー養成研修を定期的に行い、人材育成を図ります。

イ. 認知症サポーター

認知症サポーターは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人材です。

認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を定期的に行い、人材育成を図ります。

ウ. フレイル予防サポーター

フレイルサポーターの活動を継続的に支援するとともに、令和8年度より本町独自のフレイル予防活動を支える人材の養成を図ります。新たな担い手の育成を通じて、地域全体でフレイル予防を実践・継続できる体制の充実に努めます。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
自殺予防サポーター （ゲートキーパー）	自殺予防サポーター（ゲートキーパー）についての 周知・広報と養成講座の開催				
認知症サポーター養成	養成講座・ステップアップ講座の開催【毎年】				
フレイル予防サポーター養成	養成講座の開催【毎年】				

② 多様な組織の地域福祉活動への参画促進

従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体に加え、施設を運営する社会福祉法人や民間事業者についても、災害発生時における福祉避難所としての協力や、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（中間的就労）の実施等を通じて、地域福祉活動への参加を促進します。

5 重点課題⑤ 災害に強い福祉のまちづくり

【現状と課題】

(1) 社会福祉施設等について

近年、地震や津波、台風、豪雨等による自然災害が多発しており、高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な要配慮者の入所している社会福祉施設も被害を受けています。

今後高い確率で発生すると予想される「南海トラフ巨大地震」は津波や浸水等多大な被害が想定されるため、施設も利用者に対する災害対策に努めていく必要があります。特に、津波・浸水被害が想定される地域に位置する施設には避難経路の確保、避難訓練等の対策を行い、地震津波に対する備えを講じることが重要となってきます。

(2) 災害時における要配慮者への支援について

松茂町では避難行動要支援者名簿を作成しており、自主防災組織や民生委員等の関係各所と情報共有を行い、支援体制の整備に努めています。

同時に要支援者一人ひとりが「避難場所」「避難経路」「支援者」等について記載した「個別避難計画」を作成し実行することが命を守ることにつながりますが、こうした行動には「自助」「共助」「公助」の促進が必要となってきます。

(3) 福祉避難所等について

災害が発生した際に、身体状況等の悪化により、避難所や自宅で生活ができなくなった高齢者、障がい者等は、緊急に入所介護・療養等が必要になる場合があることから、こうした事態に備えた体制を整えておく必要があります。

また、一般の避難所での避難生活を送ることが難しい要配慮者のために、耐震、耐火構造を備え、スロープ、多機能トイレの設置等バリアフリー化された「福祉避難所」を設置し、特別な配慮を行う必要があります。

市町村においては、社会福祉施設等を「福祉避難所」として事前指定するとともに、地域住民に対し、「福祉避難所」に関する情報の周知や運営体制の強化を図ることが求められていることから、松茂町においても、災害時「福祉避難所」として機能することができるよう、あらかじめ協定を締結しています。また、大勢の要配慮者を受け入れるために、一般の避難所においても要配慮者を受け入れることができる「福祉避難スペース」を確保する必要があります。大規模災害では、避難者数の増大と避難期間の長期化から、福祉避難所や人材の不足等が懸念されることから、福祉避難所の更なる事前指定

の促進や災害発生時に福祉避難所の運営が円滑に行われるよう、運営体制の強化を図ることが求められています。

【主要施策】

(1) 社会福祉施設等の対策

ア. 施設において、正確な情報を迅速に入手することができるよう、防災情報や職員の安否確認等がWebサービスを通じて取得できる「すだちくんメール」「災害時情報共有システム」の利用促進を行います。

イ. 社会福祉施設等における利用者の安全確保及び災害時の避難施設としての機能確保を図るため、耐震化整備を促進するとともに、老朽化が著しい施設や避難所に指定されている施設等に対して耐震化の取組を推進します。

(2) 地域防災力の強化

自主防災組織の構成員、民生委員・児童委員や要支援者本人等が参加する「防災訓練」等への支援や、各種媒体による広報、周知啓発等により、住民の防災意識向上を図るとともに、発災後の生活環境や教育環境の復旧・復興も見据えた関係機関の一層の連携強化、さらには各種福祉サービス事業所のネットワーク化等、地域の防災力強化に努めます。

(3) 支援を必要とする方に係る情報の整備

「避難行動要支援者名簿」の整備、民生委員・児童委員や自主防災組織等の関係団体との情報共有の促進に努めます。

(4) 個別避難計画の作成の推進

「避難行動要支援者名簿」に登録された個々人への支援について避難方法等をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成に努めます。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
民生委員・児童委員、自主防災組織との情報共有	毎年新たに情報共有を行う				
個別避難計画作成支援	計画作成支援強化月間を設けて制度の周知と避難計画の作成支援を行う				
	要支援者・家族への広報強化	協力員となり得る方への広報強化	優先作成対象者の計画作成支援強化	計画に基づく避難訓練の実施	評価・見直し

(5) 福祉避難所の設置・運営

- 災害発生時に一般の避難所での共同生活が困難となる要配慮者が、安心して避難所生活ができる環境を整備するため、福祉避難所の事前指定の取組、緊急に入所介護・療養等が必要になった要配慮者の受入れを可能とする体制整備を行います。
- 災害発生時に要配慮者を円滑に受け入れ、適切な支援が行われるよう、避難所運営体制の事前整備等を促進します。
- 福祉避難所で必要となる人材・物資等が速やかに確保調整できるよう、福祉関係団体等と平常時から連携協力体制を構築します。

(6) 災害ボランティアセンターの体制整備

災害からの復旧においては、復旧作業に協力してくれる災害ボランティアが、大きな役割を果たします。

県内での災害発生時に、災害ボランティアが円滑に活動を行うための派遣調整等を行う支援窓口として「松茂町ボランティアセンター」を設置し、効果的・効率的な運営により災害ボランティア活動を支援します。

具体的な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
東部ブロック社協	1回	1回	1回	1回	1回
合同模擬訓練参加					
災害ボランティア登録者数	20人	20人	20人	20人	20人

(7) 被災者支援の円滑な実施に向けた包括的体制構築

大規模災害時にあっては、復興・復旧につながる地域住民相互の支え合い等を基盤とした被災者見守り・相談支援体制の構築が必要です。

災害ケースマネジメントが復興に繋がるよう、平時から災害時を見据えた包括的な支援体制を、介護保険事業における円卓会議等を活用し構築していきます。

(8)「災害時コーディネーター」受け入れによる応援体制の拡充

- 大規模災害発生時に、人材と物資の調整を行う「災害時コーディネーター」の一部門である、「介護福祉コーディネーター」（社会福祉施設や福祉避難所等での要配慮者に対するケアを行う看護職員・介護職員等）の県からの派遣受け入れについて、迅速かつ効率的な支援につながるよう防災図上訓練等を活用し、体制の整備を進めます。
- 大規模災害時における要配慮者に対して円滑な福祉支援を行うため、県内の福祉関係団体等で構成する「徳島県災害福祉支援ネットワーク会議」を活用し、一般避難所等へ災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣を行います。

(9) 広域的な支援体制の受け入れの整備

発災後の要配慮者をはじめとする被災者への支援を、広域的な援助を受け円滑に進めるため、各種マニュアルの整備、見直しを行います。

第4章 松茂町再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国における刑法犯の認知件数は、令和6（2024）年は約73万7千件であり、令和4（2022）年以降、増加傾向が続いています。また、刑法犯検挙者に占める再犯者の人員の割合（再犯者率）は約50%に及んでおり、「再犯」をいかに防ぐかが重要課題となっています。

平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるものと規定されました。

このような背景を踏まえ、再犯防止推進法第8条第1項に基づき「松茂町再犯防止推進計画」を策定し、本町においても、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

2 計画の期間

「松茂町再犯防止推進計画」の期間は、「松茂町地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和8（2026）年度から令和12（2031）年度までの5年間とします。

3 現状と課題

松茂町を管轄する徳島板野警察署管内の刑法犯検挙人員（法務省矯正局提供データを基に徳島保護観察所作成）は、令和元年112人、令和5年109人と微減しています。また、再犯者率については、令和元年53.6%、令和5年45.9%と着実に減少しているものの、依然として高い水準で推移しています。

このように再び罪を犯してしまう背景には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱えた人等に、福祉、医療、保健、教育等の様々な機関が連携を図り、アプローチしていく仕組みを作ることが必要となっています。

4 再犯防止施策の推進

(1) 更生保護関係団体との連携・活動支援

松茂町内の保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係団体との連携を強化するとともに、引き続き、更生保護活動に対する支援を行います。また、保護司が保護観察対象者と面接を行う場所の確保に協力します。

【松茂町の更生保護関係団体】

○鳴門板野地区保護司会下板分区

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、保護観察対象者等に対し、面談による指導・助言を行うことにより、その人の立ち直りを支援しています。

○松茂地区更生保護女性会

子ども食堂の手伝い、新小学1年生への文房具贈呈、マルシェへの参加等幅広い活動を通じて、地域における犯罪予防や子どもたちの健全育成を図っています。

(2) 関係機関との連携強化

役場庁舎の各部署間の連携はもちろん、松茂町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校等との連携強化を図ります。

また、徳島保護観察所※1や矯正施設（徳島刑務所※2、徳島法務少年支援センター※3）、コレワーク四国※4、徳島県再犯防止総合相談窓口※5、徳島県再犯防止地域支援ネットワーク推進会議※6等の刑事司法関係機関等との連携を図り、犯罪や非行をした人たちを必要な支援に繋げ、再犯防止に努めます。（※下記に用語説明）

【用語説明】

※1：徳島保護観察所

法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした人等を、社会の中で更生するよう、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う機関

※2：徳島刑務所

犯罪をした人を収容し、改善更生のための処遇を行う施設

※3:徳島法務少年支援センター

少年鑑別所の専門性を活かして、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して相談支援を行う機関で、徳島少年鑑別所内に設置されている。

●平日:午前9時から正午、午後1時から午後4時30分まで ☎0570-085-085

※4:コレワーク四国

前科がある等の理由から、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者や少年院在院者の就労を支援するために設置された法務省の機関

●平日:午前10時から午後5時まで ☎0120-29-5089

※5:徳島県再犯防止総合相談窓口

徳島県に在住している人で、犯罪行為をしてしまう当事者やその家族、支援者からの相談窓口で、徳島県立総合福祉センター内に設置されている。

●平日:午前8時30分から午後5時15分まで ☎088-611-0220

※6:徳島県再犯防止地域支援ネットワーク推進会議(あわサポートネット)

徳島保護観察所と徳島県地域生活定着支援センターを中心に、県下の多機関連携をより円滑に行うために令和5年度構築された地域支援ネットワーク

(3) 再犯防止に関する周知・啓発活動

再犯防止のためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動が行われています。

本町においても、7月に「社会を明るくする運動」を実施しており、保護司会及び更生保護女性会が中心となり、町内各地で啓発グッズの配布や広報車による巡回啓発を行っています。今後も当該運動を継続するとともに、同月の「再犯防止啓発月間」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を念頭に置き、さらなる啓発活動の充実に努めます。また、広報紙やホームページ、アプリ等を活用し、随時、再犯防止の重要性や取組について情報発信を行います。

(4) 住まい・就労の確保

犯罪や非行をした人たちの更生において、住まいと就労を確保し、地域で安定した生活を送ることが重要です。

住まいの確保については、公営住宅への入居について情報提供するとともに、県内の居住支援法人等と連携し、居住支援に努めます。

また、就労の確保については、コレワーク四国やハローワークと連携し、就労に関する相談支援や情報提供につなげます。

(5) 福祉・保健医療サービスの利用促進

犯罪や非行をした人たちは、貧困や障がい、疾病、高齢等の問題を抱えている場合があります。福祉、医療、介護等の関係分野と連携し、それぞれの状態に応じた適切な福祉・保健医療サービスを受けられるよう、体制の強化を図ります。

第5章 計画の推進体制

【自助】

① 地域住民

ア. 福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動、自治会活動等の地域福祉活動に自発的に参画します。

【共助】

① 徳島県社会福祉協議会

ア. 全県的に地域福祉を推進する中核団体として、地域福祉事業を専門的・広域的に推進します。

イ. 地域福祉活動計画に基づく市町村社会福祉協議会の地域福祉推進の取組がその役割を十分発揮できるよう、連絡調整や支援を行います。

② 松茂町社会福祉協議会

ア. 松茂町において住民に密着した地域福祉活動を推進する中核団体として、地域住民や関係団体等と連携・協働して、福祉サービスを必要とする人に対して個別に支援します。

イ. 地域福祉活動計画を策定し、ボランティアやNPO等福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりを推進します。

ウ. 松茂町成年後見センターとして、また法人後見についても受託しています。

③ 民生委員・児童委員(主任児童委員)

地域住民にとって最も身近な相談・支援者であり、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、地域住民と福祉サービスを地域の中で結びつける「つなぎ手」としての役割を担います。

④ 老人クラブ

松茂町の各地域において、高齢者の問題だけに対応するのではなく、地域福祉全体を推進する中心的メンバーとして、様々な活動を通して地域社会づくりに貢献します。

⑤ ボランティア

ア. 地域に密着した、きめ細かな地域福祉活動を通じて、地域住民の福祉ニーズを積極的に把握するとともに、地域福祉の担い手として、地域福祉の増進・定着を図ります。

イ. 地域の課題や潜在化している福祉ニーズについて、行政や地域に向けて積極的に情報発信します。

⑥ 自治会等地域団体

地域住民に最も身近な組織として、コミュニティ活動を積極的に推進し、生活に直結した地域福祉に関する課題の解決に向けて、住民と行政をはじめ地域にある様々な主体との橋渡しを図ります。

⑦ 学校等

保育所・認定こども園・幼稚園等から、小学校・中学校まで、年齢層に応じた福祉教育を推進し、将来的に地域福祉を支えることのできる人間性あふれる豊かな人材を育成します。

⑧ 福祉サービス提供事業者

ア. 地域福祉の推進主体として、関係法令を遵守し、適正な運営を図るとともに、利用者本位で質の高い福祉サービスの提供を図ります。

イ. サービスの質を向上させるため、従事者に対する専門的・技術的な研修によるさらなる知識の習得に努めるとともに、サービスに関する積極的な情報 提供、迅速な苦情解決等に努めます。

ウ. 専門技術や人的資源を地域において活用し、施設を拠点とした地域社会との交流を通じて、地域貢献に努めます。

⑨ 当事者団体

障がい者団体をはじめ、社会的な困難を抱える当事者が結成した団体は、それぞれの実情に応じた現場の意見を集約し、行政をはじめ関係団体と連携し、地域福祉の向上に努めます。

⑩ 関係団体

福祉事業の多様化・活性化に伴い、福祉関係団体をはじめ、産業関係団体や社会教育団体、女性団体等は、地域社会の構成員として、行政等と連携して、地域福祉を支える活動に積極的に関わります。

【公助】

① 松茂町

ア. 地域住民に最も身近な自治体として、地域住民の福祉ニーズや課題を的確に把握し、住民や関係機関、団体等との連携・協働により、公的資源を活用しながら、地域の特性を踏まえたきめ細かいサービスの提供やそのための環境づくりを図ります。

イ. 地域福祉計画の策定等を通じ、地域福祉を計画的に推進します。

ウ. 社会福祉協議会と密接に連携し、松茂町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性に配慮しながら、地域福祉推進の担い手としての役割を積極的に果たします。

② 徳島県

ア. 市町村における地域福祉推進の取組を広域的かつ専門的な観点から支援するため、福祉人材の育成・確保のための研修、各種サポーターや福祉ボランティア活動の促進のための情報提供等に積極的に取り組みます。

イ. 市町村、ボランティア団体、社会福祉施設等のプラットフォームの構築等によるネットワーク化や連携強化を図ります。

ウ. 市町村に対して地域福祉支援計画を示し、地域福祉計画策定と地域福祉活動を促します。

エ. 地域の実情を踏まえ、国や関係機関、団体等に対する要望や提案等の働きかけを行います。

第6章 資料編

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	65歳以上の町民（要介護1～5認定の方を除く） 無作為抽出 2,500人
調査期間	令和7年12月8日～令和7年12月26日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数1,828件 有効回収率73.1%

○問：あなたは現在、日常生活で困っていることや悩み・不安はありますか。（いくつでも○）

	回答数	割合（%）
自分や家族の健康のこと	877	48.0
子育てのこと	9	0.5
家族の介護のこと	258	14.1
人間関係	95	5.2
収入・家計など経済的なこと	445	24.3
自分の老後のこと	891	48.7
進学・就職・結婚など生活上のこと	19	1.0
防犯・防災のこと	303	16.6
その他	31	1.7
特に悩みや不安は感じていない	402	22.0
無回答	80	4.4
全体	1,828	100.0

○問：あなたが住んでいる地域をより良くしていくために、あったらいいと思うことは何ですか。
(いくつでも○)

	回答数	割合(%)
気軽に相談できる人がいること	737	40.3
住民同士のつながりや助け合いがあること	598	32.7
地域組織(自治会など)を担う人材がいること	326	17.8
介護が必要な高齢者を支えるサービス・制度が充実していること	1000	54.7
高齢者の外出を支援するサービスが充実していること	586	32.1
障がい者(児)のいる世帯を支えるサービス・制度が充実していること	248	13.6
ひとり親家庭(母子・父子等)を支えるサービス・制度が充実していること	209	11.4
ひとり暮らし高齢者や障がい者を支えるサービス・制度が充実していること	744	40.7
子どもの非行やいじめを相談できる窓口があること	143	7.8
ごみ処理や騒音などの生活環境について話し合える場があること	172	9.4
地域で行う防災活動が充実していること	259	14.2
その他	23	1.3
特にない	217	11.9
無回答	82	4.5
全体	1,828	100.0

○問：日常生活における地域での助け合いについて(①～③それぞれにいくつでも○)

①あなたやあなたの家族が今後地域に手助けをしてほしいこと

	回答数	割合(%)
声かけや見守り	379	20.7
心配ごとなどの相談相手	188	10.3
買い物・食事の世話・掃除・ごみ出し	168	9.2
庭の草ぬき・木の剪定・簡単な家の修理	268	14.7
外出時の車などによる送迎	228	12.5
急病時の看病や家族の世話	188	10.3
外出時の子どもの世話	15	0.8
役場などへの届出や連絡	131	7.2
災害時の手助け	657	35.9
その他	30	1.6
特にない	504	27.6
無回答	230	12.6
全体	1,828	100.0

②隣近所や地域の困っている家庭に対し、あなた自身ができること

	回答数	割合(%)
声かけや見守り	736	40.3
心配ごとなどの相談相手	238	13.0
買い物・食事の世話・掃除・ごみ出し	175	9.6
庭の草ぬき・木の剪定・簡単な家の修理	123	6.7
外出時の車などによる送迎	137	7.5
急病時の看病や家族の世話	39	2.1
外出時の子どもの世話	43	2.4
役場などへの届出や連絡	184	10.1
災害時の手助け	441	24.1
その他	35	1.9
特にない	472	25.8
無回答	283	15.5
全体	1,828	100.0

③隣近所や地域住民が協力し合うことによってできること

	回答数	割合(%)
声かけや見守り	813	44.5
心配ごとなどの相談相手	257	14.1
買い物・食事の世話・掃除・ごみ出し	242	13.2
庭の草ぬき・木の剪定・簡単な家の修理	187	10.2
外出時の車などによる送迎	169	9.2
急病時の看病や家族の世話	102	5.6
外出時の子どもの世話	84	4.6
役場などへの届出や連絡	212	11.6
災害時の手助け	803	43.9
その他	36	2.0
特にない	331	18.1
無回答	273	14.9
全体	1,828	100.0

○問：あなたは日ごろどのようにして保健、医療、福祉の情報を得ていますか（いくつでも○）

	回答数	割合（%）
役場の広報誌・役場ホームページ	1108	60.6
役場のパンフレット・チラシ	751	41.1
社会福祉協議会	194	10.6
民生委員・児童委員	58	3.2
インターネット	324	17.7
その他	114	6.2
情報を得るところがない	174	9.5
無回答	122	6.7
全体	1,828	100.0

○問：少子高齢化が進む中で、今後松茂町でも地域における住民相互の助け合い活動が重要になってきます。地域におけるこのような活動を活発にするためには、どのようなことが大切だと思いますか。（特に大切だと思うものを3つだけ○）

	回答数	割合（%）
地域における福祉活動の意義と重要性をもっと啓発する	490	26.8
思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ	718	39.3
地域でのボランティアなどの活動拠点を整備する	359	19.6
育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策や制度を充実させる	212	11.6
差別意識のない地域づくり（心のバリアフリー※）の啓発を行う	274	15.0
地域活動のリーダーや活動に携わる人材を養成する	342	18.7
福祉活動の専門職員の充実を図る	425	23.2
困っている人や助け合いの場や組織についての情報を得やすくする	642	35.1
介護やボランティア活動に関する研修を行う	99	5.4
学校や地域で福祉教育を行う	127	6.9
企業の福祉活動を充実する	54	3.0
身近なところで気軽にボランティア活動などに参加できる体制をつくる	360	19.7
住民参加による地域福祉活動が地域の中で展開できる組織をつくる	203	11.1
その他	52	2.8
無回答	158	8.6
全体	1,828	100.0

○障がい者計画及び障がい（児）者福祉計画策定アンケート

調査対象者	障がい者手帳をお持ちの方及び家族 878人
調査期間	令和7年12月8日～令和7年12月26日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数396件 有効回収率45.1%

○問：あなたが住んでいる地域をより良くしていくために、あったらいいと思うことは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

	回答数	割合(%)
気軽に相談できる人がいること	171	43.3
住民同士のつながりや助け合いがあること	104	26.3
地域組織（自治会など）を担う人材（じんざい）がいること	49	12.4
介護が必要な高齢者を支えるサービス・制度が充実していること	147	37.2
高齢者の外出を支援するサービスが充実していること	112	28.4
障がい者（児）のいる世帯を支えるサービス・制度が充実していること	120	30.4
ひとり親家庭（母子・父子等）を支えるサービス・制度が充実していること	52	13.2
ひとり暮らし高齢者や障がい者を支えるサービス・制度が充実していること	140	35.4
子どもの非行やいじめを相談できる窓口があること	44	11.1
ごみ処理や騒音などの生活環境について話し合える場があること	49	12.4
地域で行う防災活動が充実していること	67	17.0
その他	8	2.0
特にない	36	9.1
無回答	35	8.9
全体	395	100.0

【松茂町地域福祉計画策定メンバー】

所 属	策定メンバー氏名 ○：リーダー ※：編集担当
住民課	○宮本早苗 前田涼香
保健相談センター	○三木幸枝 村山祥子
福祉課	○稲成裕子 宮本大輔 井上尚子 ※河野沙希 田原江梨
こども家庭センター	○宮本貴子 眞重麻衣
地域子育て支援センター	○佐川和子
長寿社会課	○河野聖子 森吉梢 橋本美奈 三木田敦志 福永航大
地域包括支援センター	○山下真穂 ※沖田彩 福村千尋 鎌田紗季

【 策定の経過 】

令和7年3月26日 第1回リーダー会議開催

以降 第10回まで開催

4月24日、5月23日、6月26日、7月28日、10月24日、12月24日、

令和8年1月30日、2月24日、3月25日

令和7年11月 各種団体ヒアリング実施

令和7年12月 アンケート実施

令和8年 3月 計画策定



“みんながつながり共に生きる”
 「松茂町地域福祉計画」
 <第2期>

令和8年3月発行
 編集・発行 松茂町
 〒771-0295 松茂町広島字東裏30番地
 TEL:088-699-2111(代表) FAX:088-699-2141

